

登山計画作成のためのガイドライン

平成30(2018)年12月

栃木県教育委員会

目 次

	頁
登山計画作成のためのガイドラインの全体像	1
第1章 安全な登山実施のための基本姿勢	2
1 登山とは	
2 登山の意義・目的	
3 登山のリスク	
4 冬山登山、雪上活動訓練、冬季における登山	
5 登山の実施に向けて	
第2章 登山における引率者	5
1 引率者の意義と役目	
2 引率者の要件	
3 引率者の人数	
4 登山アドバイザー	
第3章 安全な登山の実施に向けた登山計画の立案	7
1 計画立案の重要性	
2 立案時の留意点	
3 登山の組織体制	
4 山行地の選定	
5 事前準備・事前指導	
6 安全対策	
7 不測・緊急の事態への対応	
8 保護者への説明及び承諾	
第4章 登山計画書の作成	11
1 計画書作成の意義	
2 作成作業の留意点	
3 計画書の作成	
第5章 登山計画承認等の手続き	17
1 計画の承認	
2 登山計画審査会	
3 計画の変更等	
4 関係機関への届出	
5 実施後の報告	
第6章 登山計画書の作成例	19
第7章 資料	35

« 登山計画作成のためのガイドラインの全体像 »

目指すところ

県立学校の高校生等の安全登山の実施

安全登山の実施に向けて適正な登山計画を作成

計画作成に際し意識すべきこと = ガイドライン策定のねらい

- 登頂を第一の目的とはせず、安全を第一に、準備を含む登山活動を通じて多くの知識・体験の習得を目的とする登山の実施を徹底
- 登山計画の立案を通じた安全対策等の点検の徹底と緊急時の適切かつ迅速な対応
- 行程や装備、安全対策等、適正な内容の登山計画の作成と計画に基づく登山の実施

ガイドライン構成

安全登山に向けた考え方等

第1章 安全な登山実施のための基本姿勢

1 登山とは 2 登山の意義・目的 3 登山のリスク

4 冬山登山、雪上活動訓練、冬季における登山 5 登山の実施に向けて

第2章 登山における引率者

- 1 引率者の意義と役目
- 2 引率者の要件
- 3 引率者の人数
- 4 登山アドバイザー

第3章 安全な登山の実施に向けた登山計画の立案

- 1 計画立案の重要性
- 2 立案時の留意点
- 3 登山の組織体制
- 4 山行地の選定
- 5 事前準備・事前指導
- 6 安全対策
- 7 不測・緊急の事態への対応
- 8 保護者への説明及び承諾

計画書作成や手続き上の注意点等を記載

第4章 登山計画書の作成

- 1 計画書作成の意義
- 2 作成作業の留意点
- 3 計画書の作成

第5章 登山計画承認等の手続き

- 1 計画の承認
- 2 登山計画審査会
- 3 計画の変更等
- 4 関係機関への届出
- 5 実施後の報告

第6章 登山計画書の作成例

登山計画書の各記載事項の留意点を付記し、具体的な記入の仕方等を分かりやすく例示

重要通知の周知徹底

第7章 資料

- 計画書様式
- 関連通知

第1章 安全な登山実施のための基本姿勢

県立学校に在籍する高校生をはじめとする児童生徒（以下「高校生等」という。）にとっての登山とは何か。

具体的な登山計画の作成について触れる前に、本章では、学校活動における登山の意義や目的について触れるとともに、登山が自然環境の中で行うスポーツ活動という性質上、その他のスポーツ活動と比べ生命・身体の危害が及ぶリスクが高く、これらのリスクについてもう一度確認することにより、引率者となる教員をはじめ、学校等の登山に携わる者に自覚を促す。

1 登山とは

一般的には、山頂を目指し山に登ることを登山というが、本県県立学校の教育活動（部活動を含む）においては、標高の高低を問わず、また、山頂を目指さなくとも、登山道（整備された遊歩道を除く。）等を歩くものを登山として定義する。

なお、山林での作業等に伴い山に登るものは登山に含めないが、調査研究等を目的として山に登る場合は登山に該当するものとして取り扱う。

また、高地ではあっても高低差のない高原、湿原等で木道等コースが十分に整備されているルートを歩くものは登山としない。（例：戦場ヶ原及び小田代ヶ原内の遊歩道、上高地散策・ハイキングコース、裏磐梯各自然探勝路 など）

2 登山の意義・目的

登頂するという目標等を掲げ、日頃から体力を向上させるなどの努力を積み重ねるとともに、仲間たちと登山について話し、結束力を高めること等により、その結果、到達した際の達成感、克服感を得ること、また、さらに高い目標を設定し、主体的に自己研鑽していくといったことが登山の意義として挙げられる。

また、自然のすばらしさを直接体感し、興味・関心を持ち主体的に学ぶことなどにより、探究心を高めていくことなども、登山の意義として挙げられる。

加えて、本県県立学校の教育活動における登山の実施に当たり重視すべきものは、高校生等が登山活動を通じて、計画立案の重要性を学び、危機管理意識を向上させ、他のメンバーとの協力意識や協調性を養い、さらには、チームワークの中で任せられた自分の取るべき行動について主体性を持って取り組むことなどであり、登山活動の意義や目的は広範かつ深い。

3 登山のリスク

登山は、ありのままの自然環境下において、山中の長い行程の上り下りを伴いながら歩く活動であり、体力の消耗が激しい活動である。また、足元が極めて不安定な場所で行う活動であることから、転滑落による怪我や最悪な事態としては命を失う可能性もあるリスクと背中合わせの活

動である旨、校長や教頭（以下「管理職」という。）や引率者はもとより、登山に参加する児童生徒等（以下「参加生徒等」という。）が理解する必要がある。

加えて、事故等により引率者が管理職との相談・協議のもと中断を決断しても、下山するまでに様々な困難が伴うことが考えられる。

このほか、自然の中、かつ、天候の変化が激しい山間部での活動であるため、突然の降雨や雷雨等も発生しやすく、天候の急変に伴う気温の変化や道を見誤ること等による遭難の危険性も常にらんでいる活動である。

さらには、高地といった日常とは異なる環境での活動であるため、高山病をはじめとして、風邪や腹痛、その他の身体的故障が起きるリスクが伴う。

登山を実施する上で、管理職及び引率者はこういったリスクを十分に認識し、適切な対策を講じる必要がある。

4 冬山登山、雪上活動訓練、冬季における登山

(1) 冬山登山

冬季を中心とした断続的な降雪等により雪が相当期間堆積する時期を積雪期というが、積雪期にある山においては、登頂を目指す登山ではなくとも、凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症等の可能性もあることから、主として積雪期の状態にある山への登山である冬山登山については、登頂を目指すか否かを問わず、本県県立学校においては、実施を認めないこととする。

(2) 雪上活動訓練

積雪期の状態にある山での雪上歩行訓練や幕営の練習等を通じた積雪期の登山技術の習得（本ガイドラインにおいては、以下「雪上活動訓練」という。）は、高校生等が将来にわたり四季折々の中で登山を安全に実施・継続していく上で意義がある。このため、冬山登山を原則禁止とするスポーツ庁においても、教育的観点から実施するこれらの登山技術習得のための活動は一定の条件下において実施することを認めている。

一方、学校教育活動における登山は、登山活動を通じた高校生等の育成等を目的に置きつつも、参加生徒等の安全を第一として実施する必要があることから、その活動範囲（山域季節、登山形態等）には一定の限界があり、本県県立学校における登山についても制限を設けているところである。

こうしたことに加え、本県県立学校の教育活動において高度な技術を持つ指導者の確保が難しく、学校教育活動として取り組むことが困難である現状を踏まえ、雪上活動訓練についても冬山登山と同様に実施を認めないこととする。

なお、このことは、高校生等が自己の将来を見据えて、経験者や指導者が在籍する民間の登山団体等が主催する雪上活動に参加するなどして、個人的に行うことを妨げるものではなく、あくまで学校教育活動として実施する雪上活動訓練を認めないとするものである。

(3) 冬季における登山

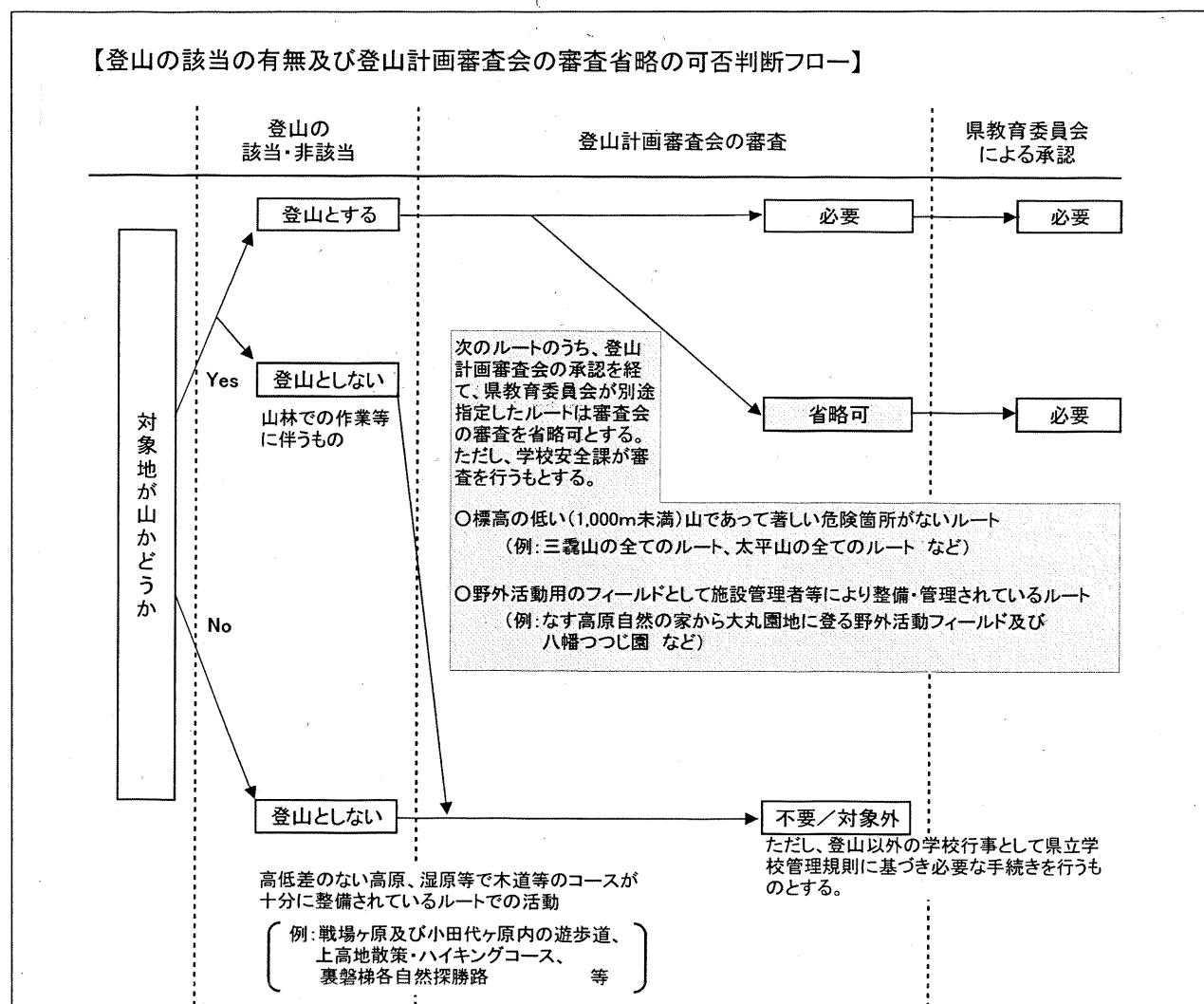
冬山登山及び雪上活動訓練については上記のとおりであるが、標高が低く、積雪期の状態にない山における登山はこれまでどおり冬の間であっても実施を認めることとする。

なお、冬季であっても積雪期の状態になく登山の実施を認める山及びルートについては、別途、教育委員会が登山計画審査会と協議の上、指定する。

ただし、これらの冬季において登山を認める山及びルートであっても、降雪があった場合は登山を中止すること。

5 登山の実施に向けて

上記のことを踏まえ、学校教育活動における登山の実施に当たっては、常に、登山を通じて得られる成果と登山のリスクを考量していく必要がある。また、引率者を含めて、学校は、登山を計画する際や山行中においても「登頂を第一の目的とはせず、安全を第一に」を肝に銘じて取り組む必要がある。



第2章 登山における引率者

高校生等は、登山に関する知識や体力も発達の途上であるとから、高校生等の登山において、登山が安全に実施され成果を残す上では、引率者が果たす役割は極めて大きい。

この章では、引率者がこの職責を果たすことができるよう、登山計画を立案・作成する前にもう一度引率者の意義や役目について確認する。

1 引率者の意義と役目

登山の目的を達成することはもとより、自然の中で行うスポーツであるが故のあらゆるリスクから参加生徒等の身体・生命の安全を守る必要があることから、部活動登山や学校行事における集団登山は、学校及び教員の責任において行われる必要がある。

また、全ての登山の計画立案、実施、反省等の各段階において、引率者は参加生徒等に対し指導を行うものとするほか、年間計画を立て、校長の了解や保護者の理解を得ながら、学校教育の一環として登山を実施し、参加生徒等の力量を計画的、段階的、組織的に高めていくものとする。

『『引率者が行うこと』』

○山行前

- ・登山の計画を立案する（参加生徒等とともに）。
- ・登山に必要な知識、技術の習得に向け指導する。
- ・登山計画書を作成（参加生徒等とともに）し、校長の承諾を得る。
- ・登山計画書を県教育委員会その他関係機関に届け出て、必要に応じ承認や許可を得る。
- ・参加生徒等の保護者に登山活動の概要を知らせるとともに、参加の承諾を得る。
- ・参加生徒等の健康状態を把握する。

○山行中

- ・参加生徒等の安全を確保する。
　　参加生徒等の健康状況、危険箇所、天候の変化等に細心の注意を払う。
　　安全登山の実施を最大の目的とし、撤退を常に意識する。
- ・承認を受けた計画内容を忠実に実行する。

○山行後

- ・下山後、校長等へ速やかに報告する。
- ・成果を最大限にするため、参加生徒等とともに反省会を開く。
- ・登山報告書を県教育委員会に提出する。

2 引率者の要件

登山の実施については、部活動であれ、学校行事であれ、学校の管理下において実施するものであることから、当該学校の教員が引率者となり、出発から帰校するまで責任を負うものである。

また、登山は、急激な天候の変化に代表されるような、日常生活とは異なる環境下で、適確に対応していくことが求めら、引率者は登山特有の知識や経験を有している必要がある。そのため、本県高校生等の登山活動中の安全を確保するため、引率者には、少なくとも一人は、登山指導の経験が満5年以上あり、かつ、公益財団法人日本スポーツ協会認定の指導員資格を有するか、または、国立登山研修所等で実施される県が指定した研修等に参加した者を置くことを必須とする。

上記に該当する者がいない場合、要件を満たす他校の教員を引率者に加えるか、または、要件を満たす引率者が引率する他校の登山と合同により実施するか、もしくは下記4の登山アドバイザーを帯同させることで、要件を満たす者を引率者として置いたものとみなす。

3 引率者の人数

登山は、山の中での活動である特殊性から多人数を一人の引率者が指導監督するには限界があることから、参加生徒等10名につき1名以上を引率者として置くこととする。

ただし、学校行事における集団登山について、この基準によりがたい場合は、登山ルート等を勘案した上で登山計画審査会が了承した場合はこの限りではない。

また、1パーティにつき2名以上の引率者を置くことを必須とする。

引率者それぞれの役割分担や指揮系統を明確にしておくことが、山行中、特に不測の事態に遭遇した際に適確な対応を取る上で必要なことから、必ず引率責任者を置くこととする。他校の教員を引率者とする場合でも責任者は必ず自校の教員とすること。

4 登山アドバイザー

安全登山の実施に向けて、県内外を問わず、登山を実施する山やルート、引率者の力量、参加生徒等の人数などに応じて、登山の経験が豊富にあり、登山を行おうとする山に精通した専門家で、別途定める基準を満たす者を登山アドバイザーとして帯同させるものとする。帯同の要否については、登山計画審査会において審査することとする。

なお、帯同を推奨する山及びルートについては別途定めるが、推奨する山及びルート以外であっても、登山計画審査会において帯同が必要とされたルートについては、登山アドバイザーを帯同させるものとする。

第3章 安全な登山の実施に向けた登山計画の立案

この章では、具体的な登山計画書の作成に向けて、計画の立案をどのような観点で進めるべきか、また、どのようなプロセスで進めるべきかを適切に理解するためのポイントを挙げる。

1 計画立案の重要性

登山は、綿密な計画の作成と周到な準備からスタートする。

登山の計画と準備は、急変する自然の中で行う厳しい活動であることを念頭に置いて行う必要がある。山行するルートの把握はもとより、危険箇所の把握、天候の変化や予期せぬ事故等を想定した緊急時の対応策を含めた登山計画を立案することが、非常時にもパニックとなることなく、冷静な対応を促せ、結果として事故が起きた場合でも二次被害の防止につながる。

「登山の出発時には、登山の半分が終わっている」と言われるほどであり、計画と準備には十分に時間をかけて作成する必要がある。

2 立案時の留意点

登山を成果あるものとするためには、参加者全員が目的のほか、登山の行程や危険箇所、非常時の対応策等について共有する必要があり、また、適切な役割分担の下、実施される必要があることから、立案時から参加者全員で話し合い、計画を作成することが大切である。

また、部活動における登山については、年間を見通して登山の計画を立てることで、個々の登山の意義や目的等を明確にしておく必要がある。

3 登山の組織体制

登山においては、参加する者をとりまとめ、適確な状況判断と指示を行うリーダーの存在が必要である。

学校教育活動における登山の真のリーダーは引率者となる教員ではあるが、参加生徒等の主体性・責任感等を育成する観点からも、参加生徒等の中からリーダーを決め、日頃から仲間たちとの結束力を高めていくなど、チームワークや主体的な活動を促していくものとする。

また、学校教育活動における登山は、山行する者だけで実施するものではなく、校長をはじめとした学校関係者が適切なサポート体制を整えることにより、出発から帰校に至るまで安全な登山を実施できることとなる。そのため、管理職を中心に組織する留守本部を設け、当該留守本部を中心に警察や消防、医療機関のほか、保護者との連絡体制を整えておくとともに、非常時の情報伝達や情報共有を迅速かつ円滑に行うこととする。このほか、留守本部は登山を実施している一行の状況をきめ細かく把握するとともに、気象などの情報を常時収集し、必要に応じて情報を現場の引率者に伝達するほか、適切な指示を行う必要がある。

4 山行地の選定

山行地は、参加生徒等の心身の発達、体力・技術の程度、これまでの山行等の経験の内容、経費等を考慮し、目的の達成に適したものを選定することが重要であり、特に安全面には十分配慮する必要がある。

なお、山行ルートは、一般的な装備により実施可能なルート（一般ルート）とし、ハーケンやハンマー等を当然必要とするような岩登りや沢登り等を伴う登山の実施は認めない。また、北アルプスの大キレット、不帰キレット、西穂高から奥穂高にかけての稜線のほか、飯豊山の石転び沢雪渓といった特に難易度の高いルートについては現行においても山行を認めておらず、今後も認めないので注意すること。

5 事前準備・事前指導

安全に登山を実施するため、日頃から次の事項について具体的な対策や準備を講じるとともに、児童生徒自身も取り組めるよう児童生徒の指導に当たること。また、具体的な登山の実施に向けては、管理職とも相談しながら非常事態への対応等について体制を整えておく必要がある。

- ・日常の健康管理及び健康状態の把握
- ・身体・体力面でのトレーニングによる基礎体力の養成
- ・登山知識（山岳全般に関する基礎的知識、天気図読図等）の習得や登山用具の取扱いの習熟
- ・非常事態への対応（荒天対策、怪我や病気への対応方法、救急法、連絡方法等）の確認
- ・山行地に関する情報収集や登山計画の作成

6 安全対策

(1) 荒天対策

急変する山の天候について、山行前だけでなく山行中にもしっかりと把握する。

降雨や落雷等の荒天時にどのような対応を取るか（中止、延期、あるいは山行中であれば途中帰還等）、また、その判断基準等を事前に検討し、計画として明記しておく。

特に途中帰還の場合、どのようなエスケープルートを用いて帰還するのか、予め想定し、計画として立てておく必要がある。

(2) 事故防止対策

参加生徒等を引率する上で、山行ルート等について山行直前まで最新の情報を収集し、危険箇所等を把握しておくことは、事故を回避する上で非常に重要である。このため、事前の下見は可能な限り実施しておくべきである。下見が実施できない場合でも、各種媒体の活用や手段を講じることで最新の情報を収集しておく必要がある。

また、登山は日常生活とは異なる環境下において体力を使う活動であるだけでなく、急激な天候の変化等により身体的にも大きな負担がかかることから、参加生徒等の健康状況を把握し管理することは、事故を起こすことなく安全な登山を実施する上で非常に重要である。

このため、参加生徒等の健康状況を事前に把握するだけでなく、山行直前（当日）において

も健康状況をしつかり把握し、不良の場合は参加させないことが重要である。

山行直前（当日）の荒天やその他不測の事態等による日程や行程等の変更については、計画に沿った変更であるとしても、その判断は冷静かつ的確に行う必要があり、引率者は留守本部と相談の上、行うものとする。そのため、計画立案時に際しては、計画変更時の相談先・報告先を明確にし、双方が迅速な対応を取れるようにしておくことが必要である。

登山は、学校教育活動として学校の管理下において実施される活動であることから、登山が天候不良等の影響を受けず、計画どおり進められた場合であっても、その実施状況については、適宜、留守本部に連絡を取るとともに、必要に応じ、留守本部から指示を受けることが登山を最後まで安全に実施する上で大切である。

なお、荒天対策と同様に、参加生徒等の体調やルート状況、山行の進捗状況（山行タイム）等に基づく途中帰還の判断基準やエスケープルートの設定等を行っておくことが重要である。

(3) 救急対策

事故等が発生した場合、引率者は、その状況を正確に把握するとともに、躊躇することなく、警察、消防等への救助要請を行うこと。また、止血等の応急対応に努めること。そのためには、事前に応急措置の知識を身に付けておくことも重要である。

また、引率者は、参加生徒等が体調不良の場合、体調等を十分に見極めた上で、留守本部と相談・協議しながら停滞もしくは下山を判断し、下山した場合は直ちにあらかじめ確認しておいた医療機関等において必要な措置を受けること。このため、最寄りの医療機関等について、事前の連絡先や搬送方法を確認しておくことが計画を立案する際には重要である。

なお、山中において、対応に迷った場合には、消防等に電話で相談することも検討すること。

山間部は日常の生活圏とは異なり、携帯電話等の通信機器が使用可能とは限らず、救急時の連絡を確実に行うためには、どのエリアが通信不可の範囲なのか、また、どこまで行けば通信可能となるかを予め把握しておくことが有効となってくる。

事故等により救助活動が必要となった場合に、事後の適切な対応を確保するため、予め保険に加入しておくことが必要である。

7 不測・緊急の事態への対応

事故等の不測・緊急時には、昼夜を問わず、留守本部及び保護者への連絡を取り、留守本部等と事態に関する情報の共有を図る必要があることから、現地から留守本部、保護者への連絡体制（連絡網）を予め整えておく必要がある。

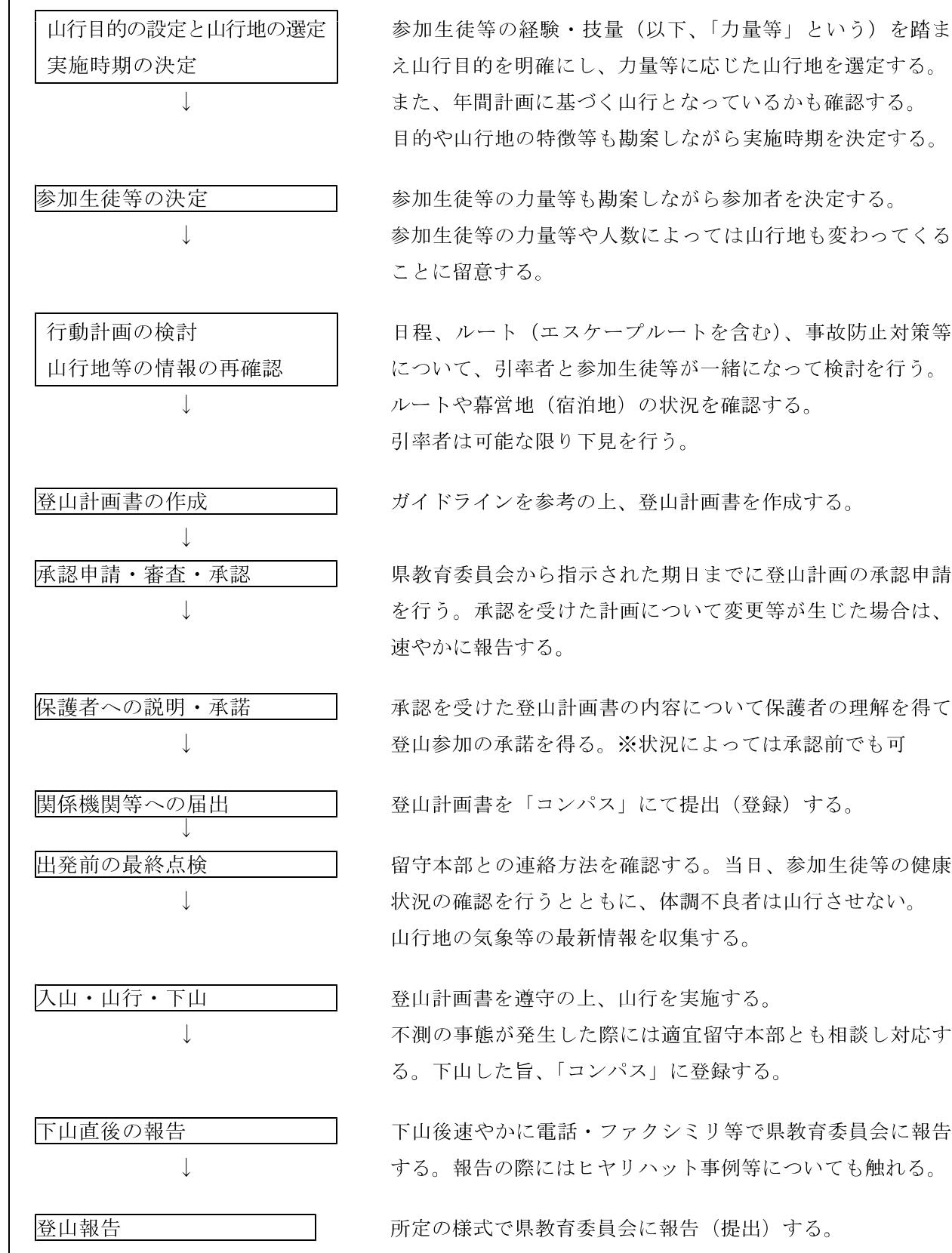
また、最寄りの医療機関や警察の連絡先の把握については、上記6(3)のとおりである。

8 保護者への説明及び承諾

参加生徒等の保護者に対し、実施しようとする登山の計画内容を示した上で、参加についての承諾を得る必要がある。また、緊急時の連絡先等を学校としても把握しておく必要がある。

（保護者へは登山計画審査会の審査を経て県教育委員会の承認を受けた登山計画書を渡しておくこと。）

《 登山計画の立案～実行～下山後の手続きまでのフロー 》



第4章 登山計画書の作成

この章では、第3章で掲げた計画立案の考え方を基に、具体的な登山計画書の作成について、主に記載すべき事項を中心にまとめる。

なお、ここで掲げる事項は計画書に記載すべき必要最小限の事項等をまとめたものであり、個々の登山に応じて、より一層の安全対策等を講じるべきであり、講じる安全対策等については計画書にも記載することとする。

1 計画書作成の意義

登山計画の作成は登山技術の第一歩であり、最も大切な要素とされている。

引率者だけでなく、参加生徒等も積極的に計画書の作成に加わることで、山行する行程の把握はもちろんのこと、危険箇所等の認識やその他の不測の事態に陥った場合でも、冷静な対応を取ることが期待でき、事故等が発生するリスクを可能な限り軽減することにつながる。

また、作成した登山計画書を有識経験者で構成する登山計画審査会に諮り、安全対策面のチェックや必要に応じた指摘や助言を受け、計画の改善を図ることにより、より安全な登山の実施が期待できる。さらには、作成された登山計画書を公益社団法人日本山岳ガイド協会が運営する登山届受理システム「コンパス」を通じて地元警察等と共有するとともに、留守本部や保護者とも共有することにより、非常時の迅速な対応が可能となる。

引率者はこれらのこと念頭に置いて、より具体的で実効性のある登山計画書を作成することとする。

2 作成作業の留意点

登山を成果あるものとするためには、参加者が山行の目的のほか、登山の行程や危険箇所、非常時の対応策等について共有する必要があり、また、適切な役割分担の下で、実施される必要があることから、立案時から、参加者全員で話し合い計画を立案することが大切である。

そのため、本県県立学校が登山を計画する場合には、引率教員と参加生徒等がともに登山計画書を作成し、登山の目的の設定はもとより、行程や危険箇所の把握、事故防止対策の検討等についても危機管理の習得の一環として共同で作業に携わるものとする。

3 計画書の作成

(1) 行事名等

- ・目的等も含め具体的に分かりやすい行事名とすること。
- ・実施主体（部活動として実施するのか、学校行事として実施するのか）を明記すること。

(2) 目的

- ・登山の実施により何を目的とするかを具体的、かつ、明確に記載すること。
- ・当該目的については、参加生徒等全員の理解を徹底すること。

(3) 場所

- ・山行を実施する主な山の名称、都道府県市町村名を記載すること。
- ・参加生徒等の心身の発達、体力・技術の程度、これまでの山行等の経験の内容、経費等を考慮し、目的の達成に適した山を選定すること。

(4) 期日（日数）

- ・日数の増加に伴い必要な装備や食糧等の量が増加するとともに、日常生活とは異なる環境下での複数日にわたる活動は参加生徒等への身体的に過度な負担をかけることになる。このような状況下での活動は、参加生徒等の体調不良や判断力の低下を引き起こし、事故も起こしやすくなる。こういった事態を防ぐため、日程は宿泊を伴うものは3泊4日（予備日を含む）を標準に、最長でも予備日を含め5泊6日までとすること。

(5) 日程ルート

- ・(3)と共に通するが、参加生徒等の心身の発達、体力・技術の程度、これまでの山行等の経験の内容、経費等を考慮し、目的の達成に適した山、日程ルートを選定すること。
- ・想定する日数内で安全に歩けるルートとするが、設定に当たっては、参加生徒等のうち、登山経験量や体力等において最も低い生徒を基準として設定するとともに、次の点を遵守すること。
 - ①各日とも全装行動においては行動時間が8時間（休憩時間を含む）を超えないこと。
 - ②日没以降の山行は実施を認めない。出発時刻は少しでも早く設定することが望ましい。
 - ③悪天候や事故等の不測の事態に備え、事前に安全な避難場所・エスケープルート等を確認の上、設定すること。
 - ④夏季の登山は落雷の危険性が高まることから、落雷が発生しやすい午後の時間帯の山行を極力避けるとともに、午前中に山頂を通過する計画とすること。
秋季、冬季においては日没が早いことから、午前中に山頂を通過する計画とすること。
 - ⑤登山口までのアプローチの手段や行動種別（全装行動、サブ行動）を明記すること。
 - ⑥通過地点等はできるだけ具体的に記載するとともに、各地点の通過予定時刻を記載すること。また、通過地点については、可能な限り標高を記載すること。
 - ⑦予備日は、悪天候等により山行を計画どおり進められない場合を想定し確保するもので、日程に組み入れて設定すること。したがって、山行を計画どおり進められている限り、予備日を使うことはなく、まして予備日を使って計画にない行動はしないこと。
なお、日帰りのルートや山中での停滞等の可能性が極めて低い簡易なルートで予備日を設ける必要がないことが明らかな場合は必ずしも設定する必要はない。

(6) 引率者

- ・引率者（教員※具体的な要件等については、第2章を参照）について、氏名、職名、教科、指導経験年数、指導員資格の有無、登山関係講習会の有無（有の場合、具体的講習名）、過去の登山歴、住所、本人連絡先、家族の連絡先を記載すること。
- ・1パーティに対し2名以上の引率者を置くこと。かつ、参加生徒等10名につき1名以上の引率者を置くこととする。ただし、学校行事における集団登山について、この基準によりがたい場合は、登山ルート等を勘案した上で登山計画審査会が了承した場合はこの限りではない。
- ・登山アドバイザーを帯同させる場合には、別途定める基準を満たす者を登山アドバイザーとし、所定の事項を記載すること。

(7) 参加生徒等

- ・参加する児童生徒について、氏名、学年（組）、健康状況、血液型（可能な範囲で）、性別、過去の主な山行、住所、保護者の連絡先を記載すること。
特に、健康状況は計画書を作成する時点はもちろんのこと、山行直近や山行当日にも確認し、健康不良の場合は山行には参加させないこと。

(8) 装備計画

- ・共同装備及び個人装備ともに行程に即した内容とともに、過不足なく準備すること。
- ・全装行動及びサブ行動を併用する場合は、装備の使い分けに十分留意すること。
- ・ヘッドランプや携帯電話等の電気機器については、予備電池等も装備に含めること。
- ・通信機器は山行実施地に適した通信機器を携行すること。

(9) 食糧計画

- ・予備日も含め、全日程の食糧を十分確保し、各日、朝昼晩ごとの計画を記載すること。
なお、予備食は悪天候や参加者の体調不良等で当初の行動計画より日程が延びることを予測して用意する食糧であり、予備日の設定に応じて予備日分の食糧3食を計画し記載すること。
- ・非常食は、極度の疲労等で体調を崩し共同食を摂取できな場合や道に迷い水も火もない状況下で、体力温存のために摂取するものであり、日帰りであっても必ず一人一人が準備することとし、記載すること。
なお、非常食はその性質上、火や水を使用しなくとも摂取でき、かつ、カロリーの高いものとすること。

(10) 事前トレーニング計画

- ・安全に登山を実施するため、事前のトレーニングについて具体的な内容や計画を記載すること。
- ・必ずしも身体・体力面でのトレーニングに限るものではなく、安全対策面（荒天対策、怪我や高山特有の病気、症状の対処方法、緊急時の対処に関するシミュレーション等）でのトレーニングや技術的トレーニング（装備の使用訓練、地形図読図等）あるいは登山を行う山域研究等が挙げられ、実施予定のものについて記載すること。

(11) 事故防止及び救急対策

荒天対策や事故防止、救急対策等について、取り得る準備や対応策を具体的に明記すること。当然のことではあるが、実際に行動すること（すべきこと）をしつかり考え、計画書としてきちんと記載すること。

① 荒天対策

- ・ 対象とする山の天候等について、山行前及び山行中にしつかり把握すること。
また、具体的に何の情報なのか（天気、降水量、落雷予防等）を明確にし、これらの情報をどのような媒体、手段で入手するかも含めて記載すること。
- ・ 雨天や雷雨等の荒天時にどのような対応を取るか（中止、延期、あるいは山行中であれば停滞、途中帰還等）、また、その判断基準等を事前に検討し、計画として明記しておくこと。
- ・ 特に途中帰還の場合、どのようなルート（エスケープルート）を用いて帰還するのか、予め想定し、計画として立てておく必要がある。
- ・ 荒天時の避難場所（避難小屋等）の所在を把握し、計画書に名称等を記載しておくこと（概念図には所在地を記載しておくこと）。
- ・ その他、荒天対策として行う具体策を計画書に記載すること。

② 事故防止対策

- ・ 登山コース等の状況について、山行直前に最新の情報を把握しておくこと。
また、具体的にはどのような情報（通行止め箇所、落石等の危険箇所など）が有効かを想定し、これらの情報をどのような媒体、手段で入手するかも含めて記載すること。
なお、引率者は可能な限り下見を実施すること。また、下見を実施する場合は、その旨、計画書に記載すること。
- ・ 参加生徒等の事前の健康状況を把握することはもとより、山行直前（当日）の健康状況をしつかり把握し、不良の場合は参加させないことについて、明記すること。
- ・ 悪天候やその他不測の事態により計画変更を行う場合の相談先・報告先を記載すること。
- ・ 登山の実施状況について、適宜、留守本部へ報告することとし、具体的に連絡先（所属、職名等）やどの程度の頻度で連絡するかなどを記載すること。
- ・ その他、事故防止対策として行う具体策を計画書に記載すること。

③ 救急対策

- ・ 事故や体調不良者等が発生した場合の対処方法（例：歩ける場合は登山を中止するとともに速やかに下山する等）を想定し、具体的に記載すること。
- ・ 搬送する最寄りの医療機関や管理小屋の連絡先を明記すること。また、緊急時連絡フローにも明記すること。
- ・ 携行する携帯電話等の通信機器の通信可能エリアを把握するとともに、具体的に当該エリアを示す図面を準備すること。
- ・ 事故等に伴い救助活動等を必要とする場合に備えるため保険に加入するとともに、加入済もしくは加入予定の保険取扱会社名及び具体的な補償内容を記載すること。

(12) 緊急時の連絡先

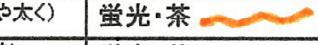
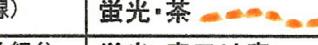
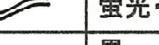
- ・現地から、留守本部はもとより、留守本部を通じて保護者までの連絡体制（連絡網、緊急時連絡フロー）を整備しておくこと。
- ・留守本部への連絡は、昼夜を問わずに連絡可能な体制を講じること。
- ・最寄りの医療機関や警察への連絡先も記載しておくこと。

(13) 概念図（または、ルート図）

- ・尾根や沢、谷の形状等をわかりやすく単純化して表すとともに山行ルートを図示した概念図を作成すること。

概念図の作成に当たっては、次の記号を参考の上図示するとともに、概念図名や地名、標高数値、方位、縮尺、バースケールを記入すること。

【概念図作成の記号】

対象	記号	カラーでは(第2法など)	備考
ピーク(大)	○	赤 ○	大小で区別しなくてもよい
ピーク(小)	●	赤 ●	大小で区別しなくてもよい
ピークではない標高点	●	赤 ●	
鞍部・峠・コル(大)		赤	大小で区別しなくてもよい
鞍部・峠・コル(小)		赤	大小で区別しなくてもよい
尾根	 (やや太く)	螢光・茶 	
尾根(顕著でないもの)	 (破線)	螢光・茶 	
谷・川・沢	 (やや細く)	螢光・青又は青 	水流無くても源流まで描く
山小屋・避難小屋		黒	
登山道・歩道		黒	
林道・車道	 又は 	螢光・緑 	
ロープウェイ・リフト		黒	

- ・尾根等の地形を記載する概念図に代えて、等高線が記載された地図を用いて、山行予定のルートを分かりやすく図示したもの（ルート図）でも可とする。
- ・(5) で記載した通過地点や(11) で記載した危険箇所等についても可能な限り図上に示すこと。

(14) 保護者への周知及び承諾

- ・参加生徒等の保護者に対し、登山計画の内容を示した上で、参加についての承諾を得ることとし、その旨計画書に記載すること（保護者宛通知及び承諾についての文書案を計画書に添付することが望ましい）。

(参考) 山行(山・宿泊の有無等)の違いによる装備の目安

共同装備

項目	品名	右記以外の通常の登山			標高が低い山や野外活動フィールド等の特定ルート			
		幕営	小屋泊		サ日 ブ帰 行 り 動	幕営	小屋泊	
			素泊	食事付			素泊	食事付
幕営用具	テント(ペグを含む)	○			○			
	テントマット	*			*			
	ツェルト		○ ○ ○			*	*	*
	ランタン	○	*	*		○	*	*
炊事用具	コップヘル	○	○	*	*	○ ○	*	*
	しゃもじ・おたま	*	*	*	*	*	*	*
	たわし	○	○	*	*	○ ○	*	*
	まな板セット	○	○	*	*	○ ○	*	*
	ガスバーナー	○	*	*	*	○	*	*
	ガスボンベ	○	*	*	*	○	*	*
	水用ボリタンク	○	*	*	*	○	*	*
その他	ラジオ	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	天気図用紙	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	医薬品	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	修理具一式	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	トランシーバー(予備電池を含む)	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	衛星携帯電話(予備電池を含む)	*	*	*	*	*	*	*
	カメラ	*	*	*	*	*	*	*
	ロープ	*	*	*	*	*	*	*
	ロール紙・ちり紙	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	ビニール袋	○	○	○	○	○ ○ ○	○	

個人装備

項目	品名	右記以外の通常の登山			標高が低い山や野外活動フィールド等の特定ルート			
		幕営	小屋泊		サ日 ブ帰 行 り 動	幕営	小屋泊	
			素泊	食事付			素泊	食事付
着用装備	上着	○	○	○	○	*	*	*
	ズボン	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	襟付きシャツ	○	○	○	○	*	*	*
	セーター	*	*	*	*	*	*	*
	下着	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	登山靴	○	○	○	○	*	*	*
	靴下	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	帽子	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	防風・防水・防寒用上着	*	*	*	*	*	*	*
	雨具	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	メインザック	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	サブザック	*	*	*	○	*	*	*
	軍手	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	冬用手袋	*	*	*	*	*	*	*
	ヘッドライト(予備電池を含む)	○	○	○	○	*	*	*
携行装備	登山スパッツ(登山ゲイター)	*	*	*	*	*	*	*
	サングラス	*	*	*	*	*	*	*
	シュラフ	○	*	*		○	*	*
	マット	*	*	*		*	*	*
	水筒	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	食器	○	○	*	○	○ ○ *	*	
	はし	○	○	*	*	○ ○ *	*	
	手ぬぐい・タオル	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	洗面具一式	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	携帯電話(予備電池を含む)	*	*	*	*	*	*	*
	ライター又はマッチ	○	*	*	*	○ *	*	*
	ナイフ	○	○	○	○	*	*	*
	時計	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	地図	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	コンパス	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	筆記具	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	計画書	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	健康保険証	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	靴ひも	○	○	○	○	*	*	*
	細引き	○	○	○	○	*	*	*
	ちり紙	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	個人医薬品	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	ホイッスル	○	○	○	○	○ ○ ○	○	
	スリング(長、短)	*	*	*	*	*	*	*
	カラビナ(環付、環なし)	*	*	*	*	*	*	*
	トレッキングポール	*	*	*	*	*	*	*

○:必ず携行する装備

*:山行の目的、形態、内容等に応じて携行する装備

第5章 登山計画承認等の手続き

この章では、登山計画の学校以外の第三者の視点によるチェックの仕組や、計画承認後の登山届の提出（登録）等、実際に登山を実施するまでの手続きをはじめ、下山後に実施することまでの、一連の必要な手続きについて触れる。

1 計画の承認

(1) 登山の位置付け

県立学校が実施する登山（部活動登山を含む）は、県立学校管理規則第9条において定める学校行事であり、その実施に当たっては、事前に、登山の目的をはじめ、安全対策等が適切に講じられているか否か、県教育委員会の承認を受ける必要がある。

計画内容の適否の判断に当たって、県教育委員会は、原則として、登山計画審査会の審査結果を経るものとする。

(2) 承認申請

登山計画の承認申請については、別途県教育委員会が指示する日までに別記様式1号を提出するものとする。

2 登山計画審査会

(1) 登山計画の審査

県教育委員会は、県立学校長から提出された登山計画について、行程や安全対策、緊急時の対応等、計画の内容が適切か否かを専門的見地から確認するため、有識者等で構成する登山計画審査会の審査にかけるものとする。

(2) 対象

第1章の1で定義される「登山」については、登山計画審査会による審査を要するものとする。

ただし、次の各項目を満たす山行ルートのうち、登山計画審査会の承認を得て、県教育委員会が指定したルートについては、登山計画審査会による審査を省略することができるものとする。

① 標高の低い（概ね1,000m未満）山であって著しい危険な箇所がないルート

（例：三毳山の全てのルート、太平山の全てのルートなど）

② 野外活動用のフィールドとして施設管理者等により整備・管理されているルート

（例：なす高原自然の家から大丸園地に登る野外活動フィールド及び八幡つつじ園など）

※ 登山として取り扱うものは、登山計画審査会の審査を要しないものであっても、学校安全課による審査を経て、県教育委員会の承認を必要とする。

また、登山として取り扱わないものであっても、県立学校管理規則に基づき学校行事としての届出の手続きは必要となる。

(3) 審査結果等

① 区分

審査の結果については、次の区分のとおりとする。

ア 特に問題なし

計画書の内容が適正と判断されるもの。

イ 意見を付す

登山の実施については基本的に問題はないものの、実施に当たり軽微な計画の修正等を要するもの。

ウ 再提出を要する

安全対策面や緊急時の対応、その他計画の実施に当たり、計画内容が十分に練られておらず、このままでは登山の実施を認められないことから、計画内容を訂正・修正の上、再度計画書の提出を要するもの。

② 再審査

登山計画の再提出があった場合は、県教育委員会は再度、登山計画審査会の審査にかけるものとする。

3 計画の変更等

承認を受けた計画について、行程や実施期日の大幅な変更（2か月以上または季節が異なる等）など、主要な内容の変更を行う場合は、変更計画書とともに別記様式2号を提出の上、再度、登山計画審査会の審査を経て県教育委員会の承認を得ること。

なお、行程等の承認を受けた計画の主要部分は変更せずに、期日の変更（2か月未満かつ季節が異なる場合に限る。）等軽微な変更のみの場合は登山計画審査会の審査は要しないこととする。ただし、変更計画書とともに別記様式2号を提出の上、県教育委員会の承認は得ること。

また、悪天候その他の事情により計画を取りやめた場合には、別記様式3号により登山を中止する旨の報告を県教育委員会に行うこと。

4 関係機関への届出

事故や遭難等の事態に陥った際に参加生徒等の身体・生命を守るために、一刻も早い警察や山岳協議会等による救助等が有効である。

このため、県教育委員会の承認を受けた登山計画書の内容は「コンパス」にて登録し、計画内容について警察等と共有しておくこと。

5 実施後の報告

(1) 下山報告

下山（学校への帰校・解散等）後は、県教育委員会に報告（電話連絡・ファクシミリ等も可）するものとする。また、下山した旨を「コンパス」にも登録すること。

(2) 報告書の提出

登山実施後は、参加者全員で反省会を開き、目的の達成度やヒヤリハット事例等を全員で共有するとともに、記録を整理し、登山報告書（別記様式4号）を県教育委員会に提出すること。

第6章　登山計画書の作成例

この章では、登山計画書の具体的な作成例を示す。

なお、各項目での注意点を記したので、計画書作成の一助として活用されたい。

〇高第〇〇号
平成〇〇(20**)年〇〇月〇〇日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 〇〇〇〇学校長

登山の承認申請について

のことについて、下記の計画により実施したいので、承認くださるよう願います。

記

1 行事等名 平成〇〇年度〇〇合宿登山（部活動）

部活動か学校行事かが分かるように記載する。

※学校行事の例

〔 平成〇〇年度第3学年遠足登山（学校行事）〕

2 目的 登山を通じて山岳部員としての基礎技術の習得と体力の向上を図り、自然に親しむ態度と望ましい人間関係を養う。

※学校行事の例

〔 大自然の中で集団生活を営むことによって、自然を愛し、集団行動のルールを体得し、互いに助け合い、たくましく生きる力を身につける。〕

3 場所 〇〇山（△△県□□市、▽▽県◇◇町）

山名及び括弧書きで山が所在する都道府県名、市町村名を記載する。
県内の場合は都道府県名は省略可。

4 期日 平成〇〇年7月25日（木）～7月28日（日）
3泊4日（予備日を含む）

期日は予備日を含めて記載する。最長でも予備日を含め5泊6日とする。
記載例は7/28が予備日の場合。

5 日程ルート

日程	月/日	主な行程、山行ルート、予定期刻、利用交通機関、宿泊地(幕営、山小屋の別)
第一 日 目	7/25 (木)	<p>○○高校 ━━ ▽▽駅 ━━ ○○駅 ━━ □□ 7:00 路線バス 7:30 12:00 路線バス 13:00</p> <p>— ○○ — ◇◇キャンプ場(幕営) 13:40 15:00</p>
第二 日 目	7/26 (金)	<p>◇◇キャンプ場(幕営) ○○○○ ○○小屋 ○○分岐 6:00 6:30 7:30 8:20</p> <p>..... ○○山 ○○岳(2, ***m) △△山 ○○分岐 9:20 10:30 11:30 12:20</p> <p>..... ○○小屋 ◇◇キャンプ場(幕営) 13:00 13:50</p>
第三 日 目	7/27 (土)	<p>◇◇キャンプ場 — □□ ━━ ○○駅 7:00 8:00/8:15 路線バス 8:25/8:50</p> <p>━ ━━ ▽▽駅 ━━ ○○高校 15:15 路線バス 16:00</p>
第四 日 目	7/28 (日)	予 備 日
第五 日 目	/	
第六 日 目	/	

[付記] (1) 日程は2泊3日を標準に、長くとも5泊6日(予備日を含む)を限度とする。
 (2) ━━ 電車、━ 車、— 全装行動、..... サブ行動で記入。

6 引率者、参加生徒

別添「参加者一覧」のとおり

7 装備計画

(1) 全裝行動

①共同裝備

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

②個人裝備

着用済分と合わせて計上する。

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

7 装備計画(その2)

(1) サブ行動・日帰り

①共同装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
幕営用具	ツェルト	4		炊事用具	コップヘル			その他	ラジオ	2	
					しゃもじ・おたま				天気図用紙	4	
					たわし				医薬品	1	
					まな板セット				修理具一式	1	
					ガスバーナー				トランシーバー (予備電池を含む)	4	
					ガスボンベ				衛星携帯電話 (予備電池を含む)	1	
					水用ポリタンク				カメラ	2	
									ロープ	2	
									ロール紙・ちり紙	5	
									ビニール袋	5	

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

②個人装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
着用装備	上着	1		携行装備	水筒	1		携行装備	健康保険証	1	
	ズボン	1			食器				靴ひも	1	
	襟付きシャツ	1			はし				細引き	1	
	セーター				手ぬぐい・タオル	2			ちり紙	1	
	下着	1			携帯電話 (予備電池を含む)	1			個人医薬品	1	
	登山靴	1			ライター又はマッチ	1			ホイッスル	1	
	靴下	1			ナイフ	1			スリング(長)	1	
	帽子	1			時計	1			スリング(短)	2	
	防風・防水・防寒用上着	1			地図	1			カラビナ(環付)	1	
	雨具	1			コンパス	1			カラビナ(環なし)	2	
サブザック	サブザック	1			筆記具	1			トレッキングポール	1	
	軍手	1			計画書	1					
	冬用手袋										
	ヘッドライト (予備電池を含む)	1									
	登山スパッツ (登山ゲイター)										
	サンゴラス										

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

8 食糧計画

項目 月／日	朝 食		昼 食・行 動 食		夕 食	
	品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量
7/25 (木)			クリームパン オレンジ クッキー	○個 ○個 適量	米飯 ビンバライスの素 海藻サラダ	○合 ○人分 ○袋
7/26 (金)	うどん 油揚げ 乾燥ネギ	○玉 ○枚 適量	ロールパン チーズ、ハム、マスタード オレンジ ゼリー、チョコレート、飴	○個 適量 ○個 適量	スペゲティー パスタソース わかめスープ	○g ○人分 ○袋
7/27 (土)	チャーハン (米、玉葱、炒飯の素) 魚肉ソーセージ マスタード たまごスープ	○人分 ○本 適量 ○袋	グラノーラ(シリアル) グレープフルーツ ゼリー、チョコレート、飴	○g ○個 適量		
/						
/						
予備日	インスタントラーメン 魚肉ソーセージ 乾燥わかめ	○袋 ○本 適量	乾パン トライフルーツ(アップル) ゼリー、チョコレート、飴	○人分 ○袋 適量	乾麺 めんつゆ イワシの缶詰	○g ○本 ○個
非常食 一人 当たり	品 名		数 量	非常食は日帰りであっても、各自 が必ず携行する。また、火や水を 使用しなくとも摂取できるものと する。		
	栄養調整食品 (例：カロリーメイト) 羊羹 板チョコレート		1 箱 1 本 2 枚			

9 事前トレーニングの計画・内容

- ・放課後のトレーニング（ランニング、階段を用いた歩荷）による基礎体力の増強
- ・週1回の座学（気象、地形、医療、栄養等について）の実施
- ・山域研究（概念図、行程図、断面図、ルート概要、動植物、地史 等）
- ・安全対策（怪我への対処法、荒天時の対策、緊急時の連絡シミュレーション）の学習

身体・体力面のトレーニングに限らず、安全対策面でのトレーニング等も含む。

10 事故防止及び救急対策

(1) 荒天対策

- ・気象情報は、気象庁 HP や「tenki.jp」から週間天気と天気図を入手する。
- ・山行中は AM ラジオ（雷雲接近のノイズも兼ねる）とスマートフォンにより気象情報（気象庁発表の天気予報、警報・注意報、落雷情報・気温情報・風情報等）を入手する。
- ・休憩したときに、スマートフォンで降水、警報・注意報、雷情報などの最新気象情報を入手する。

情報の内容（落雷、気温、降水等）を明確にする。また、情報の入手手段も分かりやすく記載する。

- ・雨具、着替え、ツェルトを携行する。
- ・使用用具の防水確認を行っておく。
- ・稜線上で天候悪化の場合、最寄りの山小屋を利用する。
○○荘、△△荘、△△休憩所 □□小屋
- ・大雨など荒天の場合は、原則として登山活動を中止する。
- ・天候の予測及び登山行動の判断は幕営地の他、各山荘・ロッジなどで行う。
- ①○○岳より手前で悪天候の場合は引き返す。
□□山荘、△△小屋を利用。
- ②○○岳より進んで悪天候の場合は十分に注意しながら進む。

荒天時にどのような対応を取るか（中止、延期、停滞、途中帰還等）、また、その判断基準等を事前に検討し、記載する。避難場所の所在を確認し、概念図（または、ルート図）にも記すこと。

(2) 事故防止対策

- ・7月上旬に下見を実施する予定。
- ・行動開始1時間前にはスマートフォンを活用し、最新の山岳情報を入手しておく。
- ・キャンプ場の管理所と案内所にて危険箇所情報を把握しておく。
- ・事前の健康指導を徹底し具合の悪い生徒は参加させない。
→ 山行直前の健康状況を把握し、体調不良の生徒は参加させないこと。
- ・単独行動はさせない。
- ・登山届をWeb上の「コンパス」を利用し提出する。
- ・登山アドバイザーとして現地山岳ガイドに帯同してもらいアドバイスを受ける。
- ・隊列が離れないよう注意する。引率者は隊の先頭と最後尾に配置し無線等で連絡を密に取り合う。
- ・行動を変更する場合は、登山アドバイザーとも相談し、校長または教頭に連絡した上で判断する。

天候不良等により計画（行動）変更を行う場合の相談先・報告先を記載する。

- ・毎日行動開始前、昼、行動終了後に校長または教頭へ連絡を入れる。

登山の実施状況を、適宜、学校（管理者）へ報告する旨、頻度も含めて記載する。

(3) 救急対策

- ・トランシーバー〇台・各自携帯電話・救急医薬品一式を携行する。
- ・docomo・au・SoftBank 3社とも通話エリア内であることは確認済み。
- ・緊急連絡時のフローチャート作成し、連絡体制をシミュレートしておく。
- ・保険証またはそのコピーを持参させる。
- ・非常時の連絡体制を明確にしておく。
- ・傷病者が出了場合は直ちに下山する。
- ・最寄りの山小屋を通じて医療機関・警察などへ連絡する。

○○山荘、□□山荘、△△休憩所、◇◇小舎

☆☆山岳警備隊派出所

- ・参加者は、日山協山岳共済会（教員タイプI型、生徒タイプIV型）に全員加入済み。

傷害死亡、後遺障害 260万円

救援者費用 300万円

個人賠償責任 1億円

- ・日本スポーツ振興センターの災害共済には生徒全員加入済み。

通話エリアを確認した図面
を添付する。

加入予定（あるいは加入済み）の保
険の取扱会社名及び具体的な補償内
容を記載する。

11 緊急時の連絡体制

別添「緊急時対応フローチャート」のとおり

12 緊急時の連絡先

別添「参加者一覧」のとおり

※緊急時連絡先を必ず記載すること

13 概念図（または、ルート図）

別添概念図（例1）のとおり

（または、別添ルート図（例2）のとおり）

14 保護者への事前説明及び承諾

○○月上旬に保護者に対し、登山計画の概要について通知し、登山参加の承諾を得る予定。

別添保護者宛通知書のとおり

（注）実施計画（別記様式1）は電子データを学校安全課宛て提出のこと。

參加者一覽

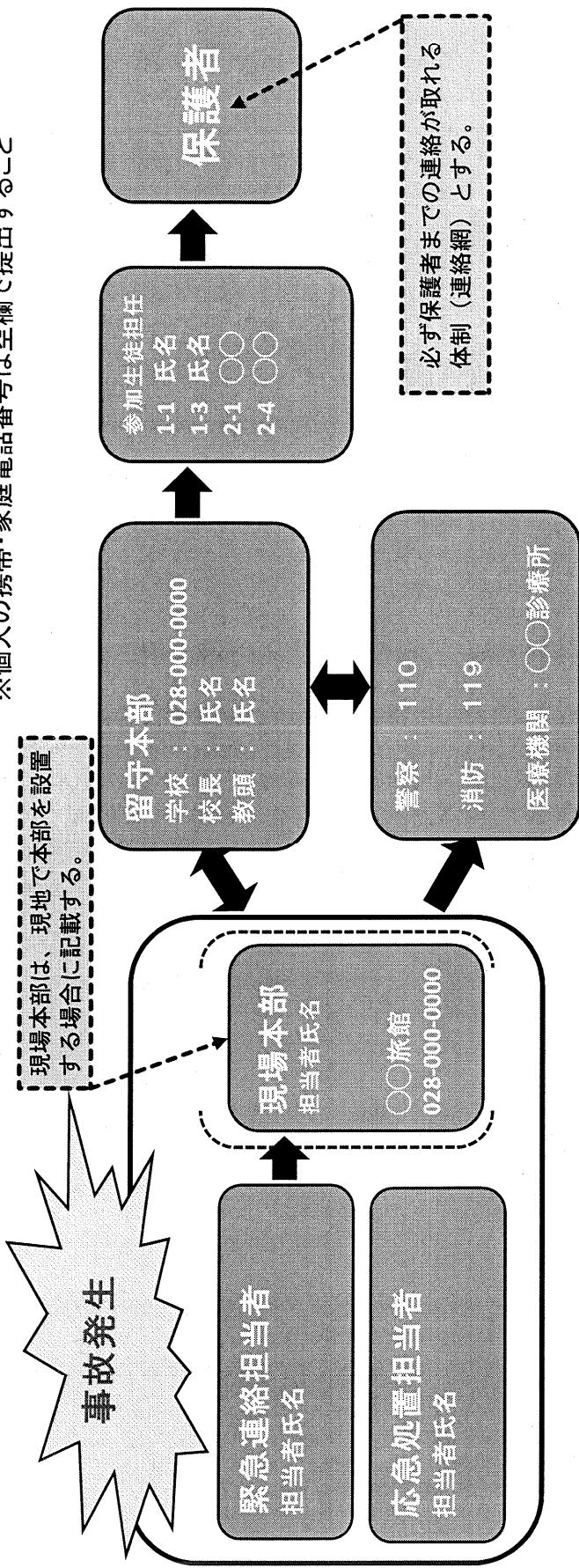
【学校または管理者(校長または教頭)】※緊急時の連絡先を記載すること

引率責任者には「○」を記載する									
No.	氏名	引率責任者	職名	教科	登山指導員資格	講習履歴	過去における登山歴(登山回数)	住所	<<緊急時連絡先>> 携帯電話番号等
1	○○○○	○	教諭	数学	6年 無	有 △□○講習会	○○岳(〇月×8回)、○○山(〇月×3)	○○○○○○○○○○	090-〇〇-〇〇〇〇(本人携 宅) 県教委に提出する際、この携 帯電話番号及び自宅等連絡 先の欄については空欄では出 ない旨記入して下さい。
2	○○○○		教諭	地歴 なし	無			○○○○○○○○○○	人携 帯
3									主な登山歴として、具体的な山名及び登山を実施した月と 回数を記入して下さい。 例) 真冬月に北アルプスを登った。 例) 1月から4月まで、毎月1回、北アルプスを登った。

【登山アドバイザー】			資格等	主な山歴(年月、山名等)	住 所	<<緊急時連絡先>> 携帯電話番号等
No.	氏 名	所属	(公社)日本山岳ガイド協会 ・登山ステージⅡ ・日本体育協会 ・公認上級コーチ・指導員	2014年4月 ○○○山 2016年10月 ◇◇◇山 2018年8月 △△△山 等	○○○○○○○ 等	人携 県教委に提出する際、この携 帯電話番号及び自宅等連絡 先の欄については空欄で提出
1	○○○○	○○県山岳連盟	有			
2						

緊急時の対応フローチャート(例)

*個人の携帯・家庭電話番号は空欄で提出すること



管理小屋・地元タクシーカード等

- ○○○岳山小屋 000-0000-0000
● ○○○○タクシー会社 000-0000-0000

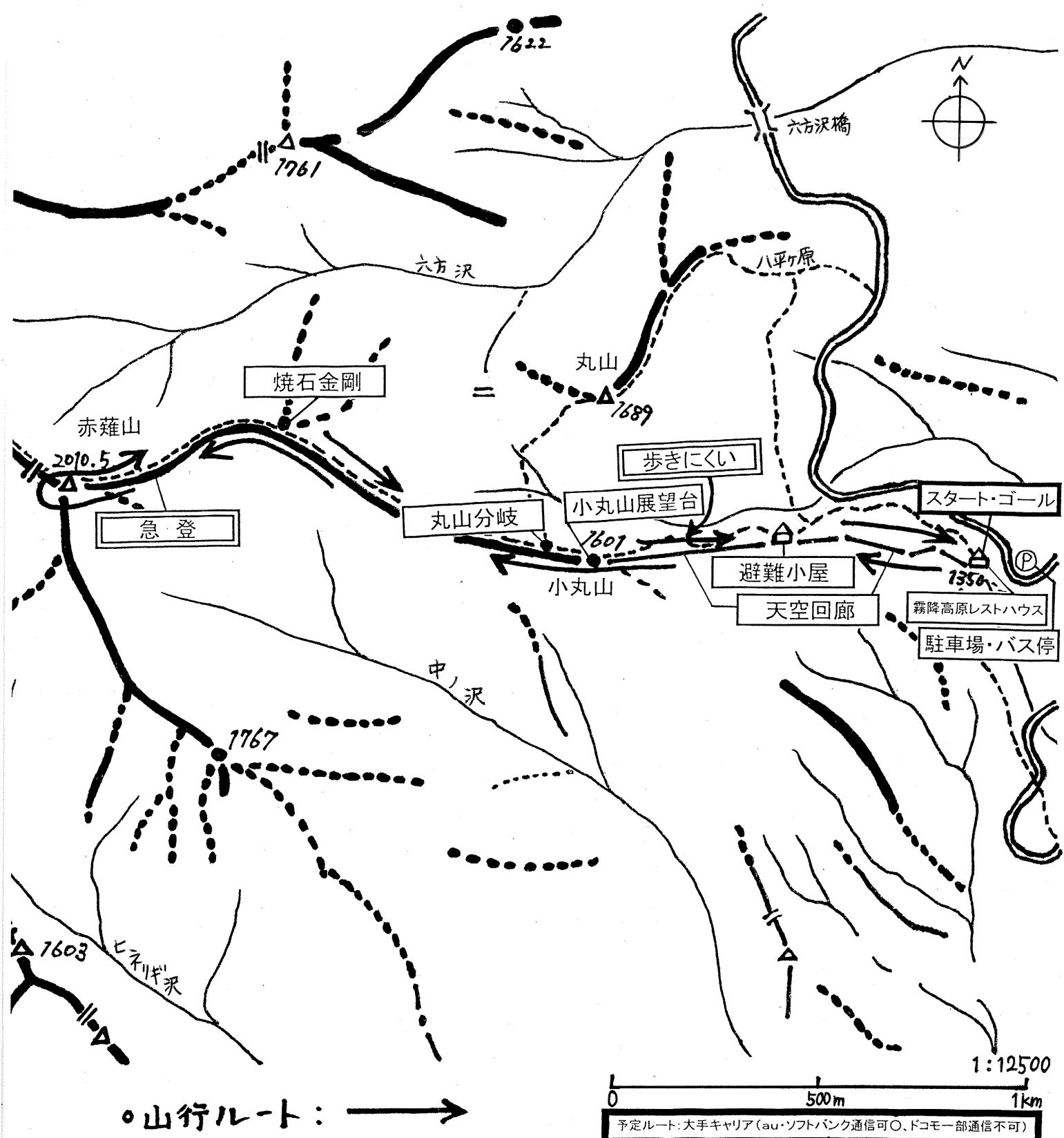
先提出書計畫計登

- 「コンパス」(日本山岳ガイド協会)にて提出
「コンパス」に必ず提出（登録）する。

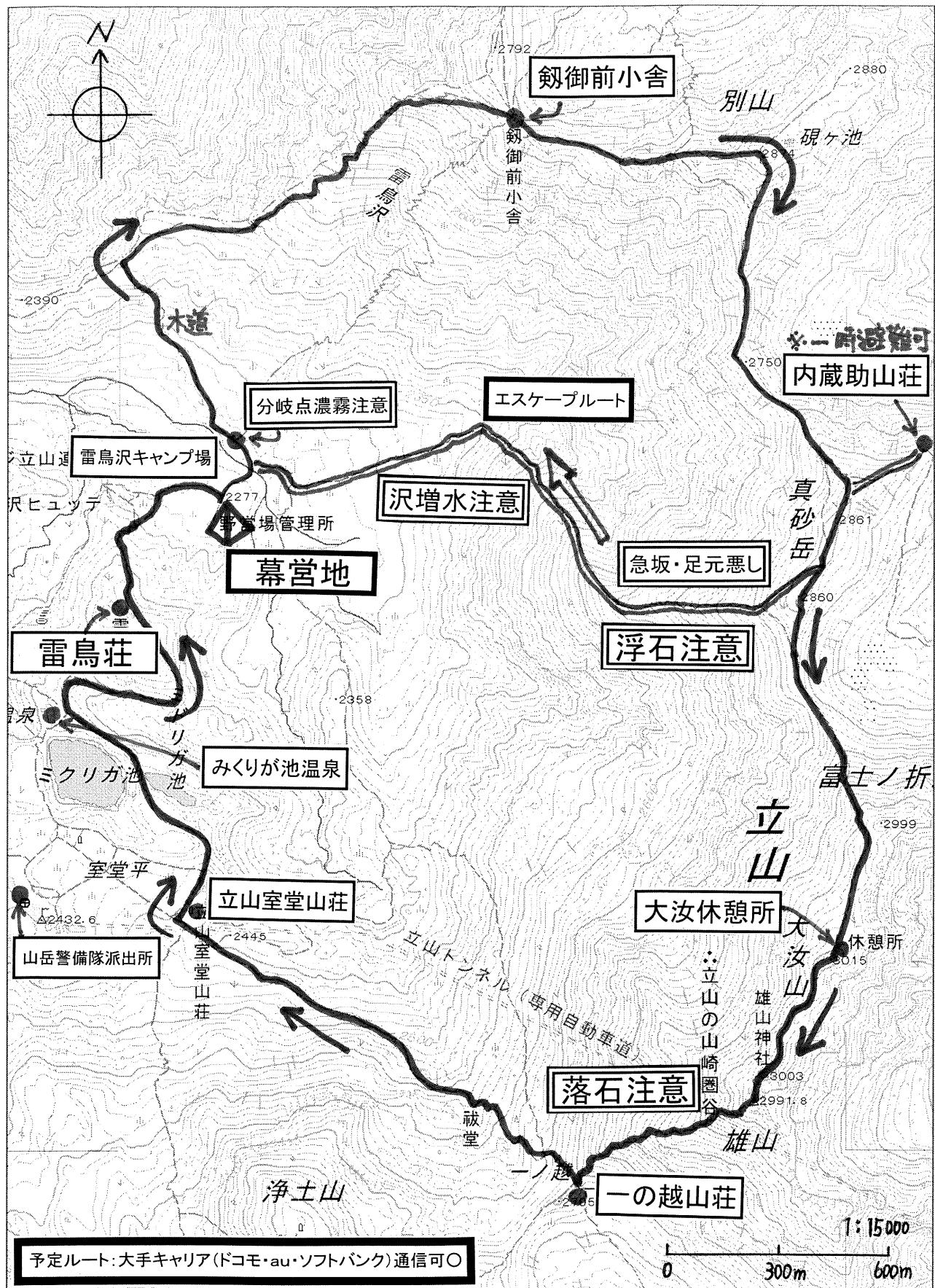
地元病院

- 〇〇〇〇総合病院 000—0000—0000
- 〇〇〇〇整形外科 000—0000—0000
- 〇〇〇〇外科 000—0000—0000
- 〇〇〇〇診療所 000—0000—0000

概念図(例1)



ルート図(例2)



平成〇〇(20**) 年〇〇月〇〇日

栃木県立〇〇高等学校
山岳部保護者 様

栃木県立〇〇高等学校校長 〇〇 〇〇

平成〇〇年度 〇〇合宿登山 の実施について

厳暑の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃よりお子様の活動についてご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件について下記のとおり○○合宿登山を実施したいと思います。参加につきましてご理解とご協力くださいますようお願ひいたします。ご不明な点がありましたら、お子様を通して顧問までお知らせください。

記

1. 目的：登山を通じて山岳部員としての基礎技術の習得と体力の向上を図り、自然に親しむ態度と望ましい人間関係を養うことを目的とします。

2. 場 所 : ○○山(△△県□□市、▽▽県◇◇町)

3. 日 程 : 平成〇〇年7月25日(木)~7月28日(日) 3泊4日(予備日を含む)

日程	月/日	主な行程、山行ルート、予定時刻、利用交通機関、宿泊地(幕宮、山小屋の別)
第一 一. 日 目	7/25 (木)	<p>○○高校 —— ▽▽駅 —— ○○駅 —— 口口 7:00 7:30 12:00 等待バス 13:00</p> <p>—— ○○ —— ◇◇キャンプ場(幕宮) 13:40 15:00</p>
第二 二. 日 目	7/26 (金)	<p>◇◇キャンプ場(幕宮) ○○○○ ○○小屋 ○○分岐 6:00 6:30 7:30 8:20</p> <p>..... ○○山 ○○岳(2,***m) △△山 ○○分岐 7:20 10:30 11:30 12:20</p> <p>○小屋 ◇◇キャンプ場(幕宮) 8:00 13:50</p>
第三 三. 日 目	7/27 (土)	<p>◇◇キャンプ場 —— 口口 —— ○○駅 7:00 8:00/8:15 等待バス 8:25/8:50</p> <p>—— ▽▽駅 —— ○○高校 15:15 等待バス 16:00</p>
第四 四. 日 目	7/28 (日)	予 備 日

※ 天候悪化の場合は、現在地から一番近い建物に避難します。また、事前に荒天が予想される場合は、計画を中止します。現地到着後、二日目以降の荒天が予想される場合は、停滞もしくは帰校します。

※停滯する場合は予備日を使って実施し、7月28日に帰校します。その場合でも装備・食料等は準備しておりますので問題はありません。予備日を使わない場合に7月27日に帰校します。

4. 引率者 : ○○○○ · ◇◇◇◇ · ☆☆☆☆
登山アドバイザー (△△△△△ / 口口山岳協会所属)

- 5 費用 : 20,000円(バス移動費+宿泊費+食費など)

予備日についての説明
を記載する

- 引率者及び登山アドバイザーは、原則、全員分の氏名を記載する（学校行事はこの限りでない）。

參 加 承 諾 書

栃木県立〇〇高等学校長 様

この度の○○合宿登山への参加を承諾します。

年 組 番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印 _____

※ この承諾書を費用と合わせて、2週間前（7月11日）までに顧間にご提出ください。

(別記様式2号)

○高第○○号
平成○○(20**)年○○月○○日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 ○○○○学校長

○○○○登山計画の変更承認申請について

年月日付け学安第号で承認いただきました〇〇〇〇登山計画について、下記のとおり計画内容を一部変更したいので、承認くださるよう願います。

記

1 變更內容

期日の変更

当初計画 平成〇〇(20**)年7月25日(木)～7月28日(日)
変更後 平成〇〇(20**)年8月 8日(木)～8月11日(日)

2 変更理由

※ 変更後の計画内容が分かるように、計画書を添付すること。

(別記様式3号)

○高第〇〇号
平成〇〇(20**)年〇〇月〇〇日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 〇〇〇〇学校長

〇〇〇〇登山計画の中止について

年 月 日付け学安第 号で承認いただきました〇〇〇〇登山計画について、下記の理由により中止しましたので報告します。

記

1 中止理由

〇〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・〇〇〇のため。

(別記様式4号)

登山報告書

○高第○○号

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 ○○○○学校長

年月日付け学安第号で承認いただきました○○合宿登山について、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

- 1 行事名：○○合宿登山
2 場所：○○岳（○○県）
3 期日：平成○○年○月○日（金）～○日（日）2泊3日
4 参加者数：引率教員2名 参加生徒9名 登山アドバイザー1名
5 報告

(1) 行程、コースタイム、特に配慮した点等の特記事項

〈1日目〉 6:00 学校集合

生徒の健康チェック後、校長に出発の連絡

11:00 ○○山莊到着

12:00

13:00 気象情報の確認

18:00 教頭に生徒の健康状態、明日の予定を連絡

〈2日目〉 5:00

12:00

13:00 気象情報の確認

18:00 教頭に生徒の健康状態、明日の予定を連絡

〈3日目〉 6:00 生徒の健康チェック・・・

11:00 ○○着

12:00

13:00

17:00

(2) ヒヤリハット事例

- ・2日目 12:15頃 ○○峰の○○峠まで約100m地点にて、・・・・し、生徒2名が転倒した。2名に怪我がなかった事を確認したのち、留守本部（対応者：教頭）に報告し、・・・・下山した。

第7章 資料

この章では、県立学校における登山の手続きに必要な様式や関連通知を掲載する。

特に、通知については、安全登山の実施のため、趣旨や内容等を十分理解するとともに、遵守していく必要がある。

1 様式 ······ P. 36

- (1) 登山の承認申請について（別記様式1号）
- (2) 登山計画の変更承認申請について（別記様式2号）
- (3) 登山計画の中止について（別記様式3号）
- (4) 登山報告書（別記様式4号）
- (5) 登山当日安全確認チェックリスト

2 通知等 ······ P. 48

- (1) 県立学校管理規則第9条に規定する修学旅行、登山等実施上の基準等の改正について
[平成30(2018)年12月17日 学安第773号]
- (2) 水難事故及び登山・キャンプ等の事故防止について [平成30(2018)年5月14日 学安第162号]
県教委通知 [平成30(2018)年7月27日 学安第447号]
スポーツ庁通知 [平成30年7月13日 30ス庁第240号]
- (3) 夏山登山の事故防止について
県教委通知 [平成30(2018)年5月21日 学安第208号]
文科省初等中等教育局通知 [平成30年5月15日 30初健食第4号]
- (4) 熱中症事故の防止について
県教委通知 [平成30(2018)年7月9日 学安第391号]
文科省初等中等教育局通知 [平成30年7月4日 事務連絡]
- (5) 熱中症事故の防止について
県教委通知 [平成30(2018)年7月19日 学安第421号]
文科省初等中等教育局通知 [平成30年7月18日 事務連絡]
- (6) 熱中症事故の防止について
県教委通知 [平成30(2018)年7月25日 学安第430号]
文科省初等中等教育局通知 [平成30年7月20日 30初健食第15号]
- (7) 落雷事故の防止について
県教委通知 [平成30(2018)年12月17日 学安第793号]
スポーツ庁通知 [平成30年12月11日 30スボ庁第519号]
- (8) 冬山登山の事故防止について
県教委通知 [平成30(2018)年12月17日 学安第774号]
- (9) 登山アドバイザー派遣事業実施要項
[平成30年5月31日施行]
- (10) 冬季における登山の実施を認める山及び山行ルートについて
県教委通知 [平成30(2018)年12月17日 学安第775号]
- (11) 登山アドバイザーの帯同を推奨する山及び主な山行ルートについて
県教委通知 [平成30(2018)年12月17日 学安第776号]
- (12) 登山計画審査会による審査を省略することができる山行ルートについて
県教委通知 [平成30(2018)年12月17日 学安第777号]

3 ガイドライン策定の経緯 ······ P. 109

4 登山計画審査会委員 ······ P. 109

5 参考文献 ······ P. 109

第 号
年 月 日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 学校長

登山の承認申請について

のことについて、下記の計画により実施したいので、承認くださるよう願います。

記

1 行事等名

2 目 的

3 場 所

4 期 日

5 日程ルート

日程	月/日	主な行程、山行ルート、予定期刻、利用交通機関、宿泊地(幕営、山小屋の別)
第一 日 目	/	
第二 日 目	/	
第三 日 目	/	
第四 日 目	/	
第五 日 目	/	
第六 日 目	/	

〔付記〕 (1) 日程は2泊3日を標準に、長くとも5泊6日（予備日を含む）を限度とする。
 (2) ■■■ 電車、■■■ 車、——全装行動、……… サブ行動で記入。

6 引率者、参加生徒
 別添「参加者一覧」のとおり

7 装備計画

(1)全装行動

①共同装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
幕営用具	テント(ペグを含む)			炊事用具	コップヘル			その他	ラジオ		
	テントマット				しゃもじ・おたま				天気図用紙		
	ツェルト				たわし				医薬品		
	ランタン				まな板セット				修理具一式		
					ガスバーナー				トランシーバー (予備電池を含む)		
					ガスピンベ				衛星携帯電話 (予備電池を含む)		
					水用ポリタンク				カメラ		
									ロープ		
									ロール紙・ちり紙		
									ビニール袋		

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

②個人装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
着用装備	上着			携行装備	シュラフ			携行装備	健康保険証		
	ズボン				マット				靴ひも		
	襟付きシャツ				水筒				細引き		
	セーター				食器				ちり紙		
	下着				はし				個人医薬品		
	登山靴				手ぬぐい・タオル				ハイツル		
	靴下				洗面具一式				スリング(長)		
	帽子				携帯電話 (予備電池を含む)				スリング(短)		
	防風・防水・防寒用上着				ライター又はマッチ				カラビナ(環付)		
	雨具				ナイフ				カラビナ(環なし)		
装備	メインザック				時計			装備	トレッキングポール		
	サブザック				地図						
	軍手				コンパス						
	冬用手袋				筆記具						
	ヘッドライト (予備電池を含む)				計画書						
	登山スパッツ (登山ゲイター)										
	サンゴラス										

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

7 装備計画(その2)

(1) サブ行動・日帰り

①共同装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
幕営用具	ツェルト			炊事用具	コップヘル			その他	ラジオ		
					しゃもじ・おたま				天気図用紙		
					たわし				医薬品		
					まな板セット				修理具一式		
					ガスバーナー				トランシーバー (予備電池を含む)		
					ガスピンベ				衛星携帯電話 (予備電池を含む)		
					水用ポリタンク				カメラ		
									ロープ		
									ロール紙・ちり紙		
									ビニール袋		

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

②個人装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
着用装備	上着			携行装備	水筒			携行装備	健康保険証		
	ズボン				食器				靴ひも		
	襟付きシャツ				はし				細引き		
	セーター				手ぬぐい・タオル				ちり紙		
	下着				携帯電話 (予備電池を含む)				個人医薬品		
	登山靴				ライター又はマッチ				ハイツル		
	靴下				ナイフ				スリング(長)		
	帽子				時計				スリング(短)		
	防風・防水・防寒用上着				地図				カラビナ(環付)		
	雨具				コンパス				カラビナ(環なし)		
装備	サブザック				筆記具			装備	トレッキングポール		
	軍手				計画書						
	冬用手袋										
	ヘッドライト (予備電池を含む)										
	登山スパッツ (登山ゲイター)										
	サングラス										

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

8 食糧計画

項目 月／日	朝 食		昼食・行動食		夕 食	
	品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量
/						
/						
/						
/						
/						
予備日						
非常食 1人当たり	品 名	数 量	/			
			/			

9 事前トレーニングの計画・内容

10 事故防止及び救急対策

(1) 荒天対策

(2) 事故防止対策

(3) 救急対策

11 緊急時の連絡体制

別添「緊急時対応フローチャート」のとおり

12 緊急時の連絡先

別添「参加者一覧」のとおり

※緊急時連絡先を必ず記載すること

13 概念図（または、ルート図）

別添概念図（または、ルート図）のとおり

14 保護者への事前説明及び承諾

（注）実施計画（別記様式1）は電子データを学校安全課宛て提出のこと。

参加者一覧

【学校または管理者 ※緊急時の連絡先を記載すること】

学校名

屋
夜

【引率者】

No.	氏名	引率者職	職名	教科	登山指導経験年数	指導員資格	講習履歴	過去における登山歴(登山回数)	住 所	＜緊急時連絡先＞ 携帯電話番号等
1										
2										
3										

【登山アドバイザー】

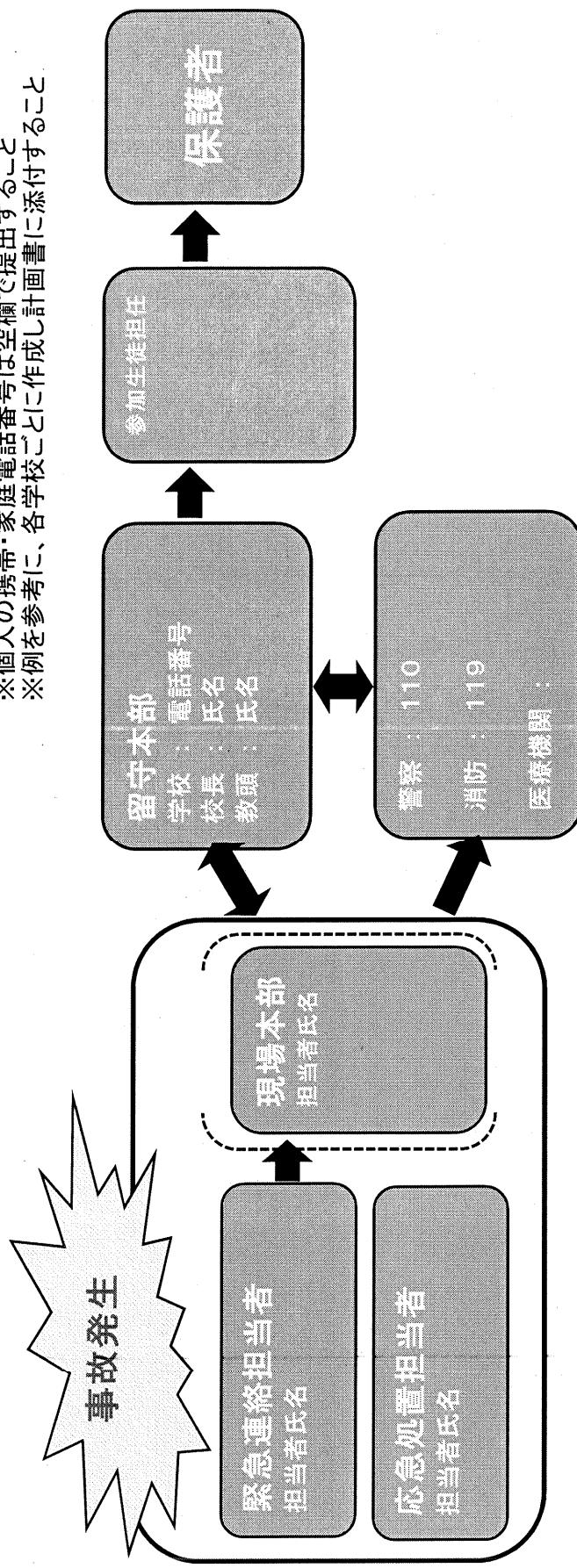
No.	氏名	所属	資格等	主な山歴(年月、山名等)	住 所	＜緊急時連絡先＞ 携帯電話番号等
1						
2						

【参加生徒】

No.	氏名	年・組	健康状況	血液型	過去における主な山行	住 所	＜緊急時連絡先＞ 携帯電話番号等
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

緊急時の対応フロー

※個人の携帯・家庭電話番号は空欄で提出することと
※例を参考に、各学校ごとに作成し計画書に添付すること



管理小屋・地元タクシー会社等

- 名称・会社名 電話番号

地元病院	● 病院名	● 電話番号

登山計画書提出先

- 提出先・提出方法

(別記様式2号)

第 号
年 月 日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 学校長

○○○○登山計画の変更承認申請について

年 月 日付け学安第 号で承認いただきました○○○○登山計画について、下記のとおり計画内容を一部変更したいので、承認くださるよう願います。

記

1 変更内容

2 変更理由

※ 変更後の計画内容が分かるように、計画書を添付すること。

(別記様式3号)

第 号
年 月 日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 学校長

〇〇〇〇登山計画の中止について

年 月 日付け学安第 号で承認いただきました〇〇〇〇登山計画について、下記の理由により中止しましたので報告します。

記

1 中止理由

(別記様式4号)

登山報告書

第 号
年 月 日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 学校長

年 月 日付け学安第 号で承認いただきました〇〇〇〇登山計画について、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

- 1 行事名 :
- 2 場所 :
- 3 期日 :
- 4 参加者数 :
- 5 報告
 - (1) 行程、コースタイム、特に配慮した点等の特記事項
 - (2) ヒヤリハット事例

登山当日 安全確認チェックリスト

期　　日：

記載者名：

	チェック	確 認 項 目	確認した内容の記入欄	引率者が特に注意すること
天候		天候の確認をしたか(目視)		
		気象に関する注意報や警報が出ているか確認したか (気象庁HPなど)		雲の様子を観察したりAMラジオやスマートフォン等で状況を確認すること。
生徒		生徒の健康状態を把握したか		睡眠不足等は熱中症の原因になり得るので注意すること。
		生徒に出発時刻を告げたか		予定時刻からの遅れは、1日の行動予定に影響し雷等にあう危険が増すので、しっかりとスケジュール管理をすること。
		生徒が朝食を食べたか(食欲)確認したか		熱中症の原因になり得るので、よく観察すること。
		生徒に地形図上で危険箇所、次の休憩場所の確認は行ったか		休憩ごとに人員の確認をすること。危険箇所の通過に際しては必ず注意を促すこと。
装備		計画書にのっとり、装備のチェックを行ったか、飲料水は十分な量を準備したか		水分の不足は熱中症の原因。概ね一人2L。雨具、防寒具は晴天時も必ず携行すること。
		通信用器具(トランシーバー、無線、携帯電話)の作動確認したか		通信用機器はしっかり防水すること。
危険回避		地形図上でエスケープルートや避難小屋・山荘の位置確認をしたか		地図の防水も確認する。ザックに入れている生徒は出させること。
		天候急変時の行動をどのようにするかメンバー間で確認したか		落雷の危険がある場合は山小屋または窪地等に避難して、雷雲の通過を待つなど対応を確認すること。
		メンバー間での連絡体制は確認したか		人数が多い場合は班を決め、班ごとの点呼を徹底すること。
報告		学校(校長・教頭)へは、本日の行動予定、現在の生徒の健康状態を報告したか	(時 分 報告)	予備日の使用等については、事前に保護者、参加者、管理職と確認し承認を得ること。

学安第 773 号
平成 30 (2018) 年 12 月 17 日

各県立学校長 様

教 育 長

県立学校管理規則第 9 条に規定する修学旅行、登山等実施上の基準等の改正について（通知）

平成 30 (2018) 年 4 月 2 日付け学安第 60 号で通知したことについて、「登山計画作成のためのガイドライン（平成 30 (2018) 年 12 月 17 日策定）」の策定に併せ、県立学校管理規則第 9 条に規定する修学旅行、登山等実施上の基準並びに学校行事（部活動等を含む。）の承認申請及び届出の提出先・提出期限について、下記のとおり改正することとしたので対応に遺漏無きようお願いします。

記

1 修学旅行、登山等の実施上の基準について（別紙 1）

改正後	現 行
2 登山について 登山については、「登山計画作成のためのガイドライン（平成 30 (2018) 年 12 月 17 日策定）」による。 3 遠泳等の水辺活動、スキー教室、キャンプ、その他の自然環境下での活動、及び宿泊をともなう学校行事（部活動等を含む。）について 4 海外修学旅行、その他海外において実施する学校行事（部活動等を含む。）の留意事項	2 登山等について (略) 3 海外修学旅行、その他海外において実施する学校行事（部活動等を含む。）の留意事項

2 県立学校管理規則第 9 条第 2 項ただし書きにより指示する承認申請・届出を要する学校行事（部活動等を含む。）について（別紙 2）

改正後	現 行
2 届出を要するもの（ただし、「1 承認を要するもの」を除く。） (1) 長距離走大会、強歩大会等 (2) スキー教室、キャンプ、その他の自然環境下での活動 (3) 宿泊をともなう学校行事（部活動等を含む。ただし、学校敷地内で実施するものを除く。）	2 届出を要するもの • 長距離走大会、強歩大会等 • スキー教室、キャンプ等 • その他宿泊をともなう学校行事（部活動等を含む。ただし、学校敷地内で実施するものを除く。）

3 学校行事（部活動等を含む。）の承認申請及び届出の提出先・提出期限について（別紙3）

改正後	現 行
1 (4) 備考欄に提出書類を記載 「登山計画作成のためのガイドライン」で定める様式	1 (4) 登山の提出書類 別記様式4
2 (2) スキー教室、キャンプ、その他の自然環境下での活動 (3) 宿泊をともなう学校行事（部活動等を含む。ただし、学校敷地内で実施するものを除く。）	2 (2) スキー教室、キャンプ等 (3) その他宿泊をともなう学校行事（部活動等を含む。ただし、学校敷地内で実施するものを除く。）

学校安全課学校安全担当
TEL 028-623-2964
FAX 028-623-2956

修学旅行、登山等の実施上の基準について

1 修学旅行について

(1) 計画と実施

修学旅行の計画と実施にあたっては、学習指導要領において、旅行・集団宿泊的行事の中に位置づけられていることに留意し、その「指導計画の作成と内容の取扱い」等を踏まえたうえで、各学校の個性を十分に生かし、教育的効果を高めるものとする。

(2) 実施時期

学校における教育活動全般との関連、旅行地の気候、環境、風土及び交通事情等を十分に考慮のうえ、最も適切な時期を選ぶものとする。

(3) 旅行地及び見学場所

旅行地の選定にあたっては、事前に十分な調査と研究を行い、目的にふさわしいものとなるよう配慮する。また、見学場所についても十分精選し、生徒が自主的・実践的に学習できるようゆとりのある日程とする。

(4) 実施学年、日数及び回数

ア 実施学年

中学校（特別支援学校中学部を含む）

第2学年又は第3学年（ただし、第2学年においては、9月以降とする。）

高等学校全日制課程（特別支援学校高等部を含む）

第2学年又は第3学年（ただし、第2学年においては、9月以降とする。）

高等学校定時制・通信制課程

第3年次以降とする。

特別支援学校小学部

第5学年又は第6学年（ただし、第5学年においては、9月以降とする。）

イ 日数

4泊5日（110時間）以内（ただし、特別支援学校小学部 1泊2日（38時間）以内、特別支援学校中学部 2泊3日（62時間）以内とする。）

ウ 回数

在学中1回

(5) 経費

保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とする。

なお、修学旅行の経費の上限については教育委員会が別に指示する。

(6) 引率

ア 引率教員は、おおむね参加生徒20名に対し1名の割合とする。

なお、特別支援学校については、児童生徒の障害の状況等に応じた適正な数とする。

また、やむを得ない場合を除き、校長又は教頭が参加するものとする。

イ 養護教諭又はこれに代わる者が必ず同行するものとする。

ウ 引率する生徒の一つの集団は、約200名程度までを原則とする。

(7) 参加人員等

全員の参加を原則として、やむを得ない場合も、80%以上の参加がなければならない。

なお、不参加生徒のある場合には、その指導について遗漏のないよう配慮すること。

(8) 事故防止及び保健対策

事前の調査及び準備を十分に行い、また、実施中の監督指導に遗漏のないよう配慮する。

その際、衛生監督については当該旅館及び弁当調整所の所在する都道府県衛生部長あてに、指定都市にあっては指定都市衛生主管局長あてに、また、事故防止等については見学地及び宿泊地の都道府県警察本部長あてに、それぞれ別記様式1、2により、協力を依頼するものとする。なお、これらの協力依頼は、少なくとも実施の1か月前までに確実に到着すること。

また、必要に応じて、他の関係機関にも協力を依頼すること。

ただし、海外修学旅行の事故防止及び保健対策については、4 海外修学旅行、その他海外において実施する学校行事・部活動等の留意事項による。

(9) その他

ア 実施に際しては、関連する通知・通達を十分に参考すること。

イ 学校の事情等により、この基準によりがたい場合には、事前に学校安全課と協議すること。

2 登山について

登山については、登山計画作成のための「ガイドライン（平成30（2018）年12月17日策定）」によるものとする。

3 遠泳等の水辺活動、スキー教室、キャンプ、その他の自然環境下での活動、及び宿泊をともなう学校行事（部活動等を含む。）について

(1) 目的

遠泳等の水辺活動、スキー教室、キャンプ、その他の自然環境下での活動、及び宿泊をともなう学校行事（部活動等を含む。）の計画、実施に当たっては、教育活動としての目的を明確にし、学習、生活指導及び健康教育等の本質的性格を失わないよう努めること。

(2) 旅行地

旅行地の選定に当たっては、事前に十分な調査を行い、実施の目的にふさわしいものとなるよう配慮すること。

(3) 日程

2泊3日程度を標準とし、長くとも4泊5日以内において実施することが望ましい。ただし、特殊の事情によりそれ以上の期間を要する場合は、その事情を別記様式3-1、5に付記すること。

(4) 引率

引率教員は、おおむね参加生徒20名に対し1名の割合とする。

ただし、遠泳等の水辺活動、スキー教室、キャンプ、その他の自然環境下での活動は危険をともなうことから、参加生徒 10～15 名に対し最小限 1 名の割合で教員を同行させ、その指導監督に当たること。

(5) 事故防止及び保健対策

修学旅行を実施する場合に準じて、事前における調査及び準備を十分に行い、監督指導を厳にして事故防止及び健康管理について万全を期すること。

4 海外修学旅行、その他海外において実施する学校行事（部活動等を含む。）の留意項目

(1) 事故防止及び保健対策

- ア 旅行地、宿泊場所及び交通機関等の選定にあたっては、外務省、関係在外公館、県教育委員会、旅行斡旋業者と連絡を十分に取り、現地の情報を収集して安全確保に万全を期すこと。
- イ 緊急時に備え、医療機関を事前に確認するなど、万一事故が発生した場合に速やかに対処できるよう適切な措置を講ずること。
- ウ 万一の場合に備え、保護者の理解を得、海外旅行傷害保険に必ず加入させること。
- エ 健康管理を徹底し、保健衛生面については特段の配慮をすること。
- オ いかなる緊急事態にも対応できるよう、外務省が渡航先の安全情報等を提供する「たびレジ」へ登録し情報を得ること及び参加者名簿や緊急連絡体制表を事前に作成し、事故発生時のマニュアルを整備しておくこと。

県立学校管理規則第9条第2項ただし書きにより指示する承認申請・届出を要する学校行事（部活動等を含む。）について

県立学校管理規則第9条第2項ただし書きにより指示する承認申請・届出を要する学校行事（部活動等を含む。）については、以下のとおりとする。

1 承認を要するもの

- (1) 登山（学校行事（部活動等を含む。）の一部として登山を実施するものも含む。）
- (2) 遠泳等の水辺活動

2 届出を要するもの（ただし、「1 承認を要するもの」を除く。）

- (1) 長距離走大会、強歩大会等
- (2) スキー教室、キャンプ、その他の自然環境下での活動
- (3) 宿泊をともなう学校行事（部活動等を含む。ただし、学校敷地内で実施するものを除く。）

3 承認も届出も要しないもの

- (1) 校外学習（遠足、職場実習、研修等）又は部活動（大会参加、練習試合等）で宿泊をともなわないもの
- (2) 学校敷地内で実施するもの

学校行事（部活動等を含む。）の承認申請及び届出の提出先・提出期限について

学校行事（部活動等を含む。）の承認申請及び届出の提出先については学校安全課とし、提出期限については以下のとおりとする。

1 教育委員会の承認を要するもの

学校行事（部活動等を含む。）		提出期限	備 考
(1)	修学旅行（海外）	3ヵ月前	別記様式3-2
(2)	海外で実施される学校行事・部活動等（(1)以外）	3週間前	別記様式3-1 別記様式5
(3)	修学旅行（国内）	2週間前	別記様式3-1
(4)	登山（学校行事（部活動等を含む。）の一部として登山を実施するものも含む。）	別途指示する日	「登山計画作成ためのガイドライン」で定める様式
(5)	遠泳等の水辺活動	2週間前	別記様式3-1

2 1以外の場合で、教育委員会に届出を要するもの

学校行事（部活動等を含む。）		提出期限	備 考
(1)	長距離走大会、強歩大会等	2週間前	別記様式3-1 (部活動等で実施する場合は別記様式5とする)
(2)	スキー教室、キャンプ、その他の自然環境下での活動		
(3)	宿泊をともなう学校行事（部活動等を含む。ただし、学校敷地内で実施するものを除く。）		

学安第162号
平成30（2018）年5月14日

各県立学校長様

学校安全課長

水難事故及び登山・キャンプ等の事故防止について（通知）

このことについて、水泳、登山、キャンプ等に関わる事故防止に万全を期すため、別紙「水難事故及び登山・キャンプ等の事故防止留意事項」の内容及び平成30年4月27日付け30ス庁第89号「水泳等の事故防止について（通知）」の内容について、貴職下の児童生徒、教職員はもとより、保護者等に対しても徹底されるようお願いします。

なお、プールの排水口等の学校体育施設の安全管理につきましても、引き続き徹底を図られますようお願いします。

学校安全課 学校安全担当
TEL 028-623-2964
FAX 028-623-2956
担当：山崎

水難事故及び登山・キャンプ等の事故防止留意事項

1 水難事故防止について

近年発生している児童生徒の水難事故原因についてみると、保護者や児童生徒自身の不注意、あるいは無謀行為に起因するものが多い。この根絶のためには、学校をはじめ、家庭、地域社会それが事故防止についての意識を高め、次の留意事項を参考に、実態に即した具体的な事故防止策を講じるとともに相互に連携を密にし、協力体制を確立することが重要である。

<児童生徒>

- 1 水泳や川遊びで河川等にでかけるときは、必ず責任ある大人と同伴で行くようにし、単独または友人同士等では、絶対に行かない。
また、行先場所、帰宅時間を家人に連絡していく。
- 2 遊泳禁止区域、危険箇所等には絶対立ち入らない。
- 3 河岸の傾斜の急な土手や岩場では、転・滑落する恐れがあるので、絶対に近寄らない。
- 4 湖沼、池、砂利採取跡の水たまり、溜池等、危険の予想される箇所には近づかない。
- 5 体調の悪いときや満腹時、空腹時、激しい運動の直後などの水泳や水遊びは避ける。
- 6 入水前には必ず準備運動を行い、徐々に入水する。
- 7 水泳場における決められた規則を守り、特に、水中での悪ふざけや溺れるまねなどは絶対しない。
- 8 炎天下での長時間の魚釣りや川遊び等はしない。

<家庭>

- 1 子どもに対する学校側の指導内容を熟知し、絶えず子どもの行動・行先等に关心をはらい、保護者の立場で、その都度適切な注意や監督を怠らないようにする。
- 2 自宅付近の事故発生が予想される危険箇所をよく把握し、そこには子どもを絶対に近づけないよう、厳重に注意しておく。
特に、危険箇所等に同行しての現地指導等も配慮する。
- 3 危険箇所等については、関係機関等の協力を得て、適切な改善策を講じるよう配慮する。

4 子どもの健康管理に十分注意をはらい、水泳の可否を適切に判断するとともに、学校との連絡を密にする。

5 水泳は極力プールを利用するよう指導する。

＜学 校＞

1 児童生徒に、水に対する自己保全能力や態度を身につけさせるよう、十分指導しておく。

○ 水泳の実施できる時期は短いので、計画的に水泳指導を行うなど、積極的に児童生徒の泳力向上に努める。

○ 河川や池、溜池などの危険箇所（流速、水深、汚濁の程度、遊泳禁止の標識等）については、日頃から注意を徹底しておく。

特に、魚とりなど水辺の活動中の転落や、深みに流される事故が多いことを十分注意しておく。

○ 日頃から大雨・洪水警報等の気象情報の把握に努め、天気の急変が予想される場合には屋外での活動を控えさせる。また、土砂災害等の発生が予想される危険箇所を把握し、児童生徒を近づけないよう注意をしておく。

○ プール未設置の学校においても必ず指導しておく。

2 P T A の会合や広報活動等、機会あるごとに事故防止について保護者の意識を高め、理解と協力を得るよう配慮する。

特に、児童生徒に対する学校としての指導事項については、保護者にも周知徹底し、協力が得られるよう配慮する。

3 同行者が万一事故を起こした場合の迅速かつ適切な行動の仕方について、児童生徒に十分指導しておく。

4 児童生徒の行動範囲内にある危険箇所等について、関係機関等と連絡をとりながら、現地を視察するなどの確に把握し、標識や防護柵の整備等、事故防止の具体策が講じられるよう配慮する。

5 水泳の指導に当たっては、特に次のような事項に留意する。

○ 水泳指導に先立ち、臨時の健康診断を実施するなど、入水不適者、要注意者の事前把握に努め、不適者は入水させないようにする。また、入水に当たっては、その都度、健康状態のチェックを励行する。（心臓疾患、伝染病疾患等には、特に注意する。）

○ 能力に応じた段階的指導を基本とし、特に、泳力の低い者を対象とする場合には、監視体制を強化するとともに、緊急の事態に即応できるよう、救命具を備えるなどの適切な配慮をする。

- スタートの指導は、個人の能力に応じた段階的な取扱いを重視し、教師等の指示に従って実施する。また、水深や水底の安全を確かめ入水角度に注意するなど、安全に十分配慮した慎重な指導を行うこと。
- 入水前後の人員点呼並びに練習中の人員掌握を確実に励行する。
- 指導者は、安全確保のため的確な状況判断と処理能力が要求されるので、関係の講習会、研修会等に積極的に参加し、常に自己の指導力の向上に努めるとともに、正しい救助法、心肺蘇生法を訓練しておく。

6 プール管理に当たっては、特に次の事項に留意する。

- 学校プールの事故の中には、プールの排水口、循環浄化装置の排水口に足を吸い込まれて死亡する等の事故が少くない。このような事故を防止するため排水口等には、堅固な格子鉄蓋や金網を設けて、ネジ・ボルト等で固定する（蓋の重みだけによる固定は不可）とともに吸い込み防止金具等を設置し、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とする。
- シーズン前のプール清掃の際には、排水口等の蓋がネジ・ボルト等で固定されていることや吸い込み防止金具等が設置されていることを確認する。
- 各学校の実情に即した管理規則の作成や見直しを行い、校内に周知徹底を図って、事故防止に万全を期すこと。特に、シーズン前には、緊急時の対処の仕方、連絡網等について一見してわかるよう図式化しておくなどの安全対策に配慮する。
- プールの換水に当たっては、排水に伴う苦情や公害問題が生じないよう配慮する。
- 夏季休業中の水泳指導に当たっては、プールの管理・指導と日直等の校務との兼務は避けるよう計画する。

7 遠泳等の水辺活動を実施する場合は、特に次の事項に留意する。

- 地元の関係機関等との連絡を密にし、潮流、地形、海底の状況等について、事前に現地調査をするなど、周到な計画のもとに実施する。
- 引率者や指導者の責任分担を明確にした指導・管理の組織を確立し、指導・監督、保健、救護等が徹底するようにする。
- 班の編成に当たっては、指導・監督が全員に行き届く程度の人数とし、また、能力差の少ないことを前提に編成する。
- 集団行動の仕方（集合、整とん、人員点呼の方法等）や非常時の合図等について、予行練習も含めて迅速、確実にできるようにしておく。特に、人員点呼については、履物や用具の利用、バディシステム（二人一組の組をつくらせ、互いに相手の安全を確かめさせる方法）の徹底など、迅速かつ確実な方法を工

夫する。

- 監視は、水中及び陸上の両面から行うよう配慮し、監視区域を分担し合って、死角をつくりぬようにする。

また、児童生徒には、帽子の色、線などで班を区別し、人員把握がしやすいよう工夫する。

- 海中にあっては、沖から陸へ向かって、あるいは海岸と平行に泳ぐことを原則とし、沖へ向かっては泳がせない。

また、帰りは行きの2倍の時間がかかることを児童生徒に周知させる。

＜地域社会＞

- 1 河川、用水堀、湖、沼、池、防火用水、溜池、砂利採取跡等の事故の発生が予想される箇所について、地元警察署、自治会、関係機関・団体等との連携のもとに総点検を行い、危険箇所については、防護柵、囲い、蓋や規制標識の整備等の安全対策を講じる。
- 2 河川等の指定水泳場には、必ず監視員を配置し、また、万一の事故に備えた急救対策、連絡系統を確立しておく。
- 3 夏季休業中は、特に巡回指導の強化を図るなど、事故防止に万全を期する。

2 登山・キャンプ等の事故防止について

本県は、岩登りに恰好の岩場や比較的気軽に入山できる山が多く、登山を直接の目的としないものも含めて、県内外から多くの入山者があるので、これらによる事故の多発が懸念される。

また、キャンプやハイキング等においても、不慮の事故に遭遇する危険もあるので、次の留意事項を参考にし、事故防止に万全を期する。

- 1 登山やキャンプ等は、経験豊富な指導者の指導のもとに、綿密周到な計画を立てて実施し、単独での山行や安易な思いつきによる無謀な登山・キャンプ等は、厳につつしむ。
- 目的地のコースや気象状況等を事前に調査し、参加者の体力や経験に応じた無理のない計画のもとに余裕のある日程で行動する。
- 参加者の氏名、住所、行動予定、連絡方法等について保護者をはじめ、関係機関・団体等に周知徹底を図っておく。
- 実施前には必ず準備会をもち、参加者の役割分担、装備計画、食料計画等について、安全確保の立場から万全の備えをする。

- 動物、植物、鉱物採取など、山のモラルに反する行動をつつしむ。また、空き缶や廃残物等のゴミは全て持ち帰り、自然愛護の精神に徹して行動する。
 - 日帰りの計画であっても、同行者、行先、帰着予定時間等を家人に連絡していく。
- 2 登山（内容の一部に登山活動を組み入れたキャンプ等を含む）を実施する場合には、上記1のほか、特に次の事項に留意する。
- （公社）日本山岳ガイド協会が運営する登山届受理システム「コンパス」を活用し、警察等の関係機関に計画内容の周知徹底を図っておく。
 - 行動は、指導者またはリーダーの統制のもとに、パーティーの中の能力の低い者を基準とし、余裕ある日程で安全に実施する。
 - 行動中は、絶えず参加者の健康状態や疲労の程度に注意をはらい、また、天候の急変等の状況を的確に判断し、場合によっては計画を中止するなどして、無理、無謀な行動をつつしむ。
 - 下山後は、関係方面にその旨を報告する等の配慮をする。

学安447号
平成30(2018)年7月27日

各県立学校長様

教育長

夏山登山の事故防止について（通知）

のことについて、別添のとおり、平成30年7月13日付け30ス庁第240号にてスポーツ庁から通知がありました。

登山の事故防止に向けては、平成29年3月の那須雪崩事故以降、貴校においても安全対策等について一層配慮いただいているところですが、夏山登山の実施に当たっても、県教育委員会が承認した登山計画の内容を遵守するとともに、落雷等この時期に特有の天候変化にも細心の注意を払いながら実施することとし、事故防止に万全を期すようお願いします。

加えて、今季は特にスポーツや学校行事の種別を問わず熱中症の発症事例が多く見られるところから、熱中症事故防止についても別途通知を発出しているところですが、夏山登山の実施に際しても生徒の健康管理には十分留意するとともに、山行前の健康状態の確認を必ず行い、体調不良の生徒は参加させない等、万全の措置を講じるよう併せてお願いします。

学校安全担当
TEL 028-623-2966
FAX 028-623-2956
担当：芳村

30ス序第240号
平成30年7月13日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長
附 属 学 校 を 置 く 各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 1 項 の
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
公 益 社 団 法 人 日 本 山 岳 ・
・ ス ポ ー ツ ク ラ イ ミ ネ グ 协 会 会 長
公 益 财 团 法 人 全 国 高 等 学 校 体 育 連 盟 会 長

殿

ス ポ ー ツ 庁 次 長

今 里

讓

(印影印刷)

夏山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、本格的な夏山シーズンにおいても、依然として遭難事故が多く発生しております。

登山における遭難事故は天候に関する不適切な判断、不十分な装備、体力的に無理な計画の立案などに起因することが多く、事故防止について万全の措置が必要です。

また、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

ついては、別紙参考資料「夏山登山の警告文」等を参考として、関係機関・団体及び関係者に周知するとともに、密接な協力の下、この趣旨を登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

このことについて、都道府県知事におかれでは、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下「高等学校等」という。）に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれでは、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校等並びに域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは、域内の学校設置会社及び当該会社が設置した高等学校等に対して周知願います。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれでは、各都道府県加盟団体等に周知するととも

に、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力願
います。

【担当】

(登山一般について)

スポーツ庁健康スポーツ課

電話 03-5253-4111 (内線 3939)

(学校行事・部活動について)

スポーツ庁政策課学校体育室

電話 03-5253-4111 (内線 3777)



学安第 208 号
平成 30 (2018) 年 5 月 21 日

各県立学校長様

学校安全課長

熱中症事故の防止について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から依頼がありましたので、送付します。

熱中症予防につきましては、活動前後にかけての適切な水分補給や塩分補給等が効果的です。熱中症のリスクの高い環境で活動を行う際には、環境省熱中症予防情報サイト (<http://www.wbgt.env.go.jp/>) 等を適宜活用するなど、事故防止のための適切な措置を講ずるよう指導願います。

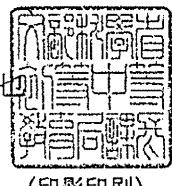
学校安全課学校安全担当
TEL 028(623)2964
FAX 028(623)2956
担当：山崎



30初健食第4号
平成30年5月15日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県・指定都市民生主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各國公私立大学担当課長
各國公私立高等専門学校担当課長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
三谷卓



熱中症事故の防止について（依頼）

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいているが、別紙1のとおり、依然として学校の管理下における熱中症事故は発生しており、生徒が死亡する事案も生じています。

熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30°C）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

また、政府においては、平成25年度から、熱中症搬送者数や死者数の急増する7月を「熱中症予防強化月間」と定め、国民や関係機関への周知等を強化して、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進している他、各省庁も連携して熱中症の予防を推進しています。また、環境省では、一般参加が可能な取組として、平成30年6月3日から4日にかけて、「熱中症対策シンポジウム」（別

紙2）を開催するとともに、平成30年度は4月20日から9月28日まで熱中症予防サイトにおいて暑さ指数を情報提供（別紙3）しています。

各教育委員会等におかれては、「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」（平成26年3月文部科学省）、「『体育活動における熱中症予防』調査研究報告書」（平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）及び「熱中症環境保健マニュアル2018」（平成30年3月改訂環境省）、上記の暑さ指数を参考として、関係者に対して熱中症事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化月間」についても、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いします。

なお、都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く）に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対しても周知するようお取り計らい願います。

【参考資料】

環境省熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>

（印刷して利用できる普及啓発資料の他、熱中症対策の情報が充実しています。）

学校における体育活動中の事故防止のための映像資料（DVD）（平成26年3月 文部科学省）

「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書

（平成26年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）

「熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症ー」（パンフレット）

（平成26年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）

「熱中症環境保健マニュアル2018」（平成30年3月改訂 環境省）

学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開

（平成25年3月改訂 文部科学省）

小学校教職員用研修資料（DVD）「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」

（平成21年3月 文部科学省）

中学校・高等学校教職員用研修資料（DVD）「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」

（平成22年3月 文部科学省）

【本件照会先】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校安全係

電話：03-5253-4111（内線2917）

FAX：03-6734-3794

※通知添付資料については本ガイドラインの掲載に当たり一部割愛している。

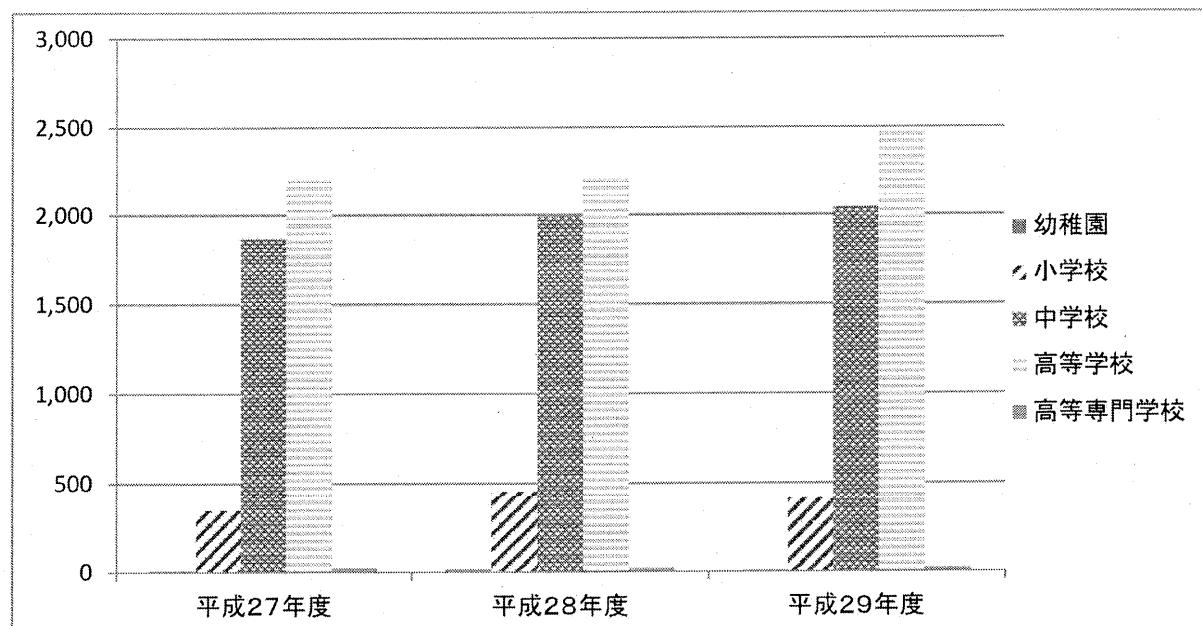
別紙1

学校の管理下における熱中症の発生状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
幼稚園	9	15	7
小学校	348	451	408
中学校	1,869	1,992	2,038
高等学校	2,204	2,216	2,467
高等専門学校	22	20	20
計	4,452	4,694	4,940

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※上記は、学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(平成29年度は速報値)



平成30年度熱中症対策シンポジウムの開催について

平成30年4月13日(金)
 環境省大臣官房
 環境保健部環境安全課
 代表 03-3581-3351
 直通 03-5521-8261
 課長 瀧口 博明 (内線 6350)
 課長補佐 中村梨絵子 (内線 6365)
 担当 武田 香那 (内線 6351)

環境省は、「平成30年度熱中症対策シンポジウム」を平成30年6月3日(日)、4日(月)の2日間、全国6ヶ所で開催します。ウェブサイトでも中継配信します。

本シンポジウムでは、医学やスポーツ、暮らしに関する専門家から、熱中症の基礎的な知識や夏の快適な暮らし方等、実際の熱中症対策に役立つ情報を提供していただきます。自治体職員、スポーツ指導者、企業、一般の皆様等、どなたでも無料で参加いただけます。

1. 開催目的

近年、熱中症の多くは日常生活の中で発症しています。熱中症は症状が重くなると生命への危険が及ぶこともあります。適切な予防法を知つていれば、熱中症を防ぐことができるため、より効果的な対策をとることが重要です。

本シンポジウムでは、医学やスポーツ、暮らしに関する専門家に、熱中症の基礎的な知識やスポーツやイベントでの対策、夏の快適な暮らし方等、実際の熱中症対策に役立つ情報を提供いたします。

2. 開催要領

- 開催日 平成30年6月3日(日)、4日(月)
(会場により開催日が異なります。詳細は別添を参照してください。)
- 開催時間 10:00~15:30
- 開催地 本会場: TKPガーデンシティ渋谷(東京都)
中継会場: 埼玉県、東京都(小平市、町田市)、高知県、福岡県
* 詳細は別添を参照してください。
- 開催内容 別添のとおり
- 参加費 無料(応募者多数の場合は先着順)
- その他
 - ・ 途中入退場が可能です。興味がある講演のみ参加することができます。
 - ・ 遠方で参加できない方のため、全ての講演を下記の熱中症対策シンポジウムウェブサイトで中継配信いたします。

3. 申込み方法

本シンポジウムへの参加を希望される方は、5月31日（木）17:00までに、下記の「平成30年度熱中症対策シンポジウムウェブサイト」からお申込みいただけ、別添の申込み用紙に氏名、所属、FAX番号又はメールアドレス等を御記入の上、下記の問合せ先へFAXでお申込みください。

後日、メールにて参加票をお送りしますので、当日御持参ください（メールアドレスがない方にはFAXで送信いたします。）。応募者多数の場合は先着順となります。座席があれば当日参加も可能ですが、その場合は配付資料等を御提供できない可能性もあります。

【平成30年度熱中症対策シンポジウムウェブサイト】

(URL) <http://www.wbgt.env.go.jp/sympo.php>

【申込み・問合せ先】

○「平成30年度熱中症対策シンポジウム」事務局

TEL : 03-3554-5170 FAX : 03-5966-5773

(受付時間 10:00~18:00／土・日・祝日を除く)

E-mail : heat2018@stage.ac

4. 参考

※別添資料については、環境省報道発表資料 (<http://www.env.go.jp/press/105389.html>) から御確認ください。

環境省熱中症予防情報サイトにおける暑さ指数の情報提供について

平成30年4月13日（金）
 環境省水・大気環境局
 大気環境課大気生活環境室
 代表 03-3581-3351
 直通 03-5521-8300
 室長 吉川圭子（内線6540）
 室長補佐 長谷川学（内線6542）
 調整係長 横江れんげ（内線6578）
 環境省大臣官房環境保健部環境安全課
 代表 03-3581-3351
 直通 03-5521-8261
 課長 瀧口博明（内線6350）
 課長補佐 中村梨絵子（内線6365）
 企画係 武田香那（内線6351）

環境省では、熱中症を未然に防止するため、「環境省熱中症予防情報サイト」を設置し、熱中症の発生しやすさを示す暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）の予測値・実況値の提供を行っています。

今年度は4月20日（金）～9月28日（金）まで情報提供を行います。

1. 目的

近年、気候変動やヒートアイランド現象の影響により、都市部を中心に暑熱環境が悪化し、熱中症の発生が数多く報告されています。

これらに対応するため、環境省では平成18年度から、「環境省熱中症予防情報サイト」を設置し、全国約840地点における暑さ指数(WBGT)の予測値・実況値等、熱中症予防情報の提供を行っています。

サイトへのアクセス数は、平成29年度は約1,250万件であり、引き続き多くの方々にご利用いただいています。

暑さ指数（WBGT : Wet Bulb Globe Temperature）とは？

人体に与える影響の大きい①湿度、②日射等からの輻射熱（黒球温度）、③気温の3つを取り入れた指標です。気温と異なり人体と外気との熱収支に着目した指標で、労働環境や運動環境の指針としてISO等で規格化されています。（別紙1参照）

（算出方法）

$$\text{屋外: WBGT} = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

2. 提供する情報等について

(1) 提供情報サイト

「環境省熱中症予防情報サイト」

(P C) <http://www.wbgt.env.go.jp/>

(スマートフォン) <http://www.wbgt.env.go.jp/sp/>

(携帯電話) <http://www.wbgt.env.go.jp/kt/>

(2) 提供期間

平成 30 年 4 月 20 日（金）～9 月 28 日（金）まで（予定）

(3) 提供情報

- ・約 840 地点の暑さ指数（WBGT）の予測値及び実況値

○予測値：当日、翌日、翌々日（深夜 0 時まで）の 3 時間毎（3 時、6 時、9 時…）
の暑さ指数（WBGT）予測値

○実況値：現在の暑さ指数の実況推定値（実測地点においては実測値）

* 暑さ指数（WBGT）の実測地点：札幌、仙台、新潟、東京、名古屋、大阪、
広島、高知、福岡、鹿児島、那覇（全国 11 地点）

- ・CSV 形式による暑さ指数（WBGT）数値データの提供
- ・暑さ指数（WBGT）の個人向けメール配信サービス（無料）の提供
- ・暑さ指数（WBGT）と熱中症救急搬送人員数の関係について（週報）
- ・「まちなかの暑さ対策ガイドライン改訂版（平成 30 年 3 月環境省）」など暑熱対策技術の紹介
- ・「熱中症環境保健マニュアル 2018」など熱中症対策に関する普及啓発資料
- ・熱中症に関する関係省庁の取組

(4) 「環境省熱中症予防情報サイト」の構成

別紙 2 参照

3. 暑さ指数（WBGT）予測値等 電子情報提供サービスについて

企業・個人等のウェブサイトやメールマガジン等で暑さ指数（WBGT）の情報提供を行う方向けに、全国の暑さ指数（WBGT）の予測値及び実況値を CSV 形式にて提供しています。

4. 個人向けメール配信サービス（無料）について（別紙 2 参照）

本サービスは、環境省が「環境省熱中症予防情報サイト」にて提供している暑さ指数（WBGT）の予測値及び実況値を、メール配信を行うバイザー（株）が運営する高速メール配信システム「すぐメール」により個人向けに配信するサービスです。

利用を希望される方は、「環境省熱中症予防情報サイト」のリンクページからバイザー（株）のサイト上の利用規約をお読みいただき、同意の上、お申し込みいただくようお願いいたします。

5. 普及啓発資料等について

平成 29 年度に、マニュアルやリーフレット等の熱中症対策に関する普及啓発資料、暑熱対策技術を紹介する「まちなかの暑さ対策ガイドライン」の改訂を行いました。ダウンロードしてご自由にお使いいただけます。

暑さ指数(WBGT:Wet Bulb Globe Temperature)

暑さ指数(WBGT)とは？

暑さ指数(WBGT)とは、人間の熱バランスに影響の大きい

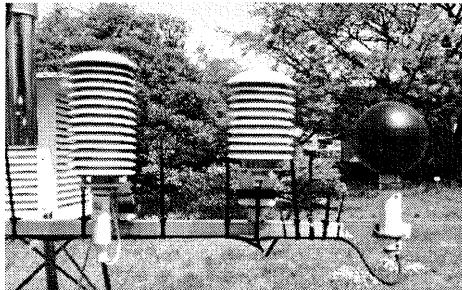
気温 湿度 輻射熱

の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。

軍隊での訓練の際に、熱中症を予防することを目的として、
1950年代にアメリカで提案されました。

熱ストレスの評価指標としてISO7243で国際的に規格化されています。

暑さ指数を用いた指針としては、(公財)日本スポーツ協会(元日本体育協会)による「熱中症予防運動指針」、日本生気象学会による「日常生活における熱中症予防指針」があります。

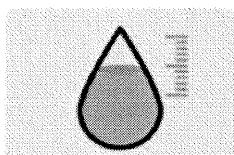


暑さ指数(WBGT)測定装置

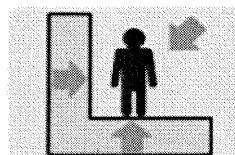
暑さ指数(WBGT)の算出

$$\text{WBGT(屋外)} = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

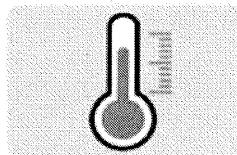
$$\text{WBGT(屋内)} = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$



7
湿度の効果



2
輻射熱の効果



1
気温の効果

○乾球温度：通常の温度計が示す温度。いわゆる気温のこと。

○湿球温度：温度計の球部を湿らせたガーゼで覆い、常時湿らせた状態で測定する温度。湿球の表面では水分が蒸発し気化熱が奪われるため、湿球温度は下がる。空気が乾燥しているほど蒸発の程度は激しく、乾球温度との差が大きくなる。

○黒球温度：黒色に塗装された薄い銅板の球(中空、直径150mm、平均放射率0.95)の中心部の温度。周囲からの輻射熱の影響を示す。

※環境省熱中症予防情報サイトでは、暑さ指数の算出に気象庁の観測データを使用しています。

暑さ指数を用いた指針

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35°C以上	31°C以上	運動は原則中止	WBGT31°C以上では、特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合は中止すべき。
31~35°C	28~31°C	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28°C以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻繁に休息を取り水分・塩分の補給を行う。 体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28~31°C	25~28°C	警戒 (積極的に休息)	WBGT25°C以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息を取り適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24~28°C	21~25°C	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21°C以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24°C未満	21°C未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21°C未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(公財)日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2013)より

日常生活に関する指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31°C以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28~31°C※)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25~28°C※)	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意 (25°C未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

※ (28~31°C) 及び (25~28°C) については、それぞれ28°C以上31°C未満、25°C以上28°C未満を示します。
日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」(2013)より

環境省熱中症予防情報サイト イメージ

環境省 熱中症予防情報サイト

Google カラム検索 マートフォン モード English

HOME (WBGT) 署さ指数 热中症 署さ対策 参考資料

*熱中症患者が急増する7月は、「熱中症予防強化月間」です。
環境省では今年も、熱中症の予防法・対処法の普及啓発イベントを実施しています。
イベントの詳細は下記ページをご覗ください。(熱中症予防強化月間)

トピックス

② 第3回 猛暑対策展へ出展します
来る7月19日(水)から21日(金)までの3日間、東京都江東区の東京ビッグサイトで、第3回猛暑対策展が開催されます。環境省からも、まちなかの署さ対策についての情報発信や、有識者によるミニ講演会等を出展いたします。詳細は下記ページをご参照ください。(環境省報道発表資料)

最新記事 メンテナンス情報

2017.07.21 「平成29年7月10日～7月16日までの全国の署さ指数(WBGT)の観測状況及び熱中症による救急搬送者数」
2017.07.13 「平成29年7月3日～7月9日までの全国の署さ指数(WBGT)の観測状況及び熱中症による救急搬送者数」

◆アクセスの多いコンテンツ

- 署さ指数(WBGT)とは?
- 熱中症の対処方法(応急処置)
- 普及啓発資料のダウンロード
- 署さ指数(WBGT)メール配信サービス
- 署さ指数(WBGT)電子情報提供サービス

署さ指数(WBGT)の実況と予測

今日 22日 12時 明日 23日 12時 明後日 24日 12時

日本全国

地図をクリックすると、該地方へ移動します

	日々安全	注意	警戒	濃度警戒	危険
札幌	23.6	仙台	28.5	東京	31.3
新潟	27.7	名古屋	29.0	大阪	29.6
	26.9	福岡	33.4	鹿児島	31.7

実況値・予測値を CSV形式のデータファイルで提供

個人向けメール配信サービス

一部コンテンツは英語にも対応

暑さ対策のイベント等の告知

全国約840地点の署さ指数(WBGT)の実況値・予測値を提供

携帯電話

署さ指数速報
石垣島(沖縄)

5月29日 18時現在



携帯電話用
QRコード

「-」は、欠測であることを示します

*運転は禁煙止
*飲酒禁
*警戒
*注意
*注意

WBGTと各団体の指針は、屋外行動のための目安であり、WBGTそのものが低い場合でも周囲の環境、当日の体調、屋外での作業内容など、十分に注意して下さい。

スマートフォン



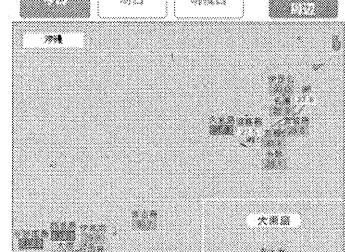
スマートフォン用
QRコード

環境省 熱中症予防情報サイト MENU

HOME 热中症 署さ対策 参考資料

署さ指数(WBGT)の実況と予測

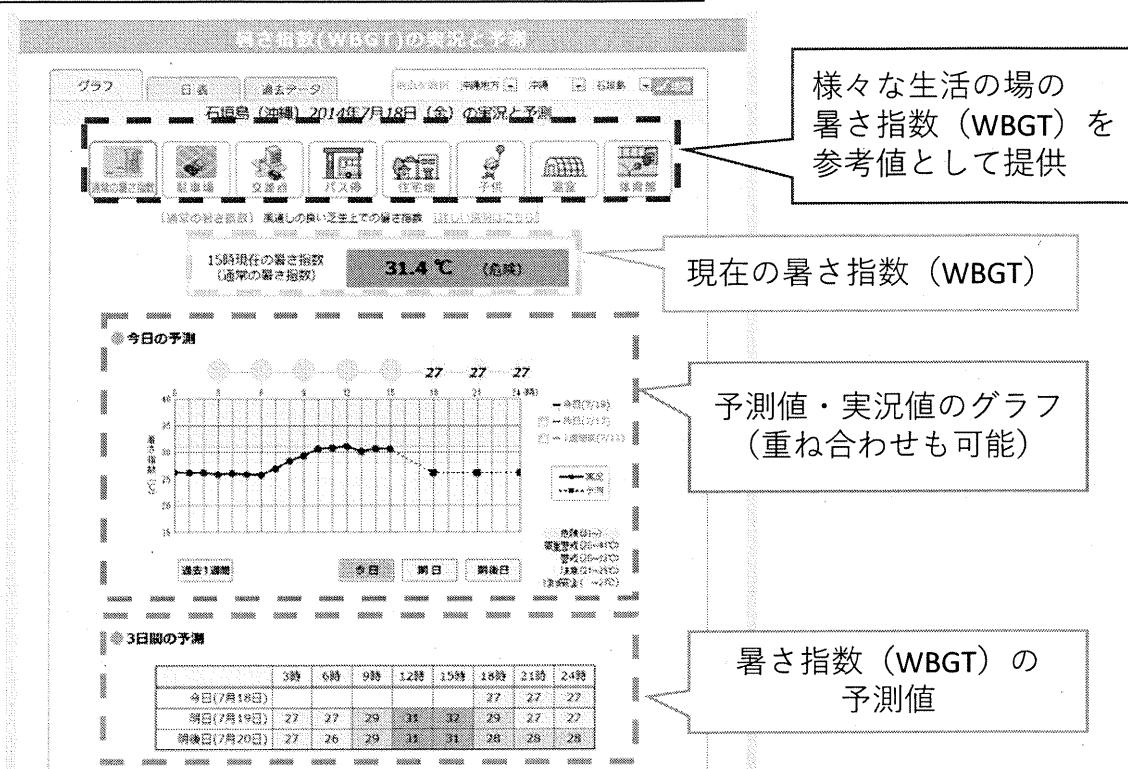
今日 明日 明後日 次日



日本全域 沖縄地方 伊豆諸島 鹿児島県

名護 久米島 宮城島 渡嘉敷

各地点の暑さ指数（WBGT）の提供



メール配信サービス

* 热中症予防情報（予測値）

* 自动通知メール 東京（東京）

2013/07/20 08時の暑さ指数予測

暑さ指数が28を超える情報があります。
7/20
9時 28 *
12時 29 *
15時 29 *
18時 27
21時 25
24時 24

全国約840地点から、5地点まで選択可能

配信を行う暑さ指数のレベルを5段階（危険・厳重警戒・警戒・注意・ほぼ安全）の中から選択

- 予測値：当日、翌日、翌々日（深夜0時まで）の3時間毎の予測値を1日1回配信。受信する時間を6時から20時までの30分間隔で指定可能。
- 実況値：現在の暑さ指数を1時間に1回または1日に1回（選択した指標を最初に超えた時間）配信。

7/22
3時 25
6時 26
9時 30 *
12時 31 *
15時 31 *
18時 28 *

差出人 热中症予防情報メール
件名 热中症速報情報（実況値）（2013/05/23 13時）

宛先 [REDACTED]

* 热中症予报情報（実況値）

* 自动通知メール 石垣島（沖縄）

2013/05/23 13時の暑さ指数

暑さ指数が31を超える情報があります。

1時 26.9
2時 26.9
3時 26.7
4時 26.6
5時 25.8
6時 25.9
7時 26.6
8時 28.2
9時 29.6
10時 30.6
11時 29.2
12時 30.8
13時 31.2 *

※利用者情報の変更・解除はコチラ
[https://\[REDACTED\]](https://[REDACTED])

尚、本メールへのご返信はできませんので、ご了承ください。

热中症予防情報メール

暑さ指数(WBGT)予測値等電子情報提供サービス

日付	WBGT	気温	湿度	風速	地表面温度	地表面湿度	地表面風速	地表面熱指数
2018/07/20 10:00	18.2	19.0	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	18.2
2018/07/20 10:00	18.3	19.5	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	18.3
2018/07/20 10:00	18.3	19.7	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	18.3
2018/07/20 10:00	18.3	19.9	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	18.3
2018/07/20 10:00	18.4	20.0	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	18.4
2018/07/20 10:00	18.5	20.2	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	18.5
2018/07/20 10:00	18.6	20.1	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	18.6
2018/07/20 10:00	18.7	20.0	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	18.7
2018/07/20 10:00	18.8	19.9	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	18.8
2018/07/20 10:00	18.9	19.8	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	18.9
2018/07/20 10:00	19.0	19.7	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	19.0
2018/07/20 10:00	19.1	19.6	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	19.1
2018/07/20 10:00	19.2	19.5	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	19.2
2018/07/20 10:00	19.3	19.4	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	19.3
2018/07/20 10:00	19.4	19.3	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	19.4
2018/07/20 10:00	19.5	19.2	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	19.5
2018/07/20 10:00	19.6	19.1	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	19.6
2018/07/20 10:00	19.7	19.0	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	19.7
2018/07/20 10:00	19.8	18.9	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	19.8
2018/07/20 10:00	19.9	18.8	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	19.9
2018/07/20 10:00	20.0	18.7	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	20.0
2018/07/20 10:00	20.1	18.6	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	20.1
2018/07/20 10:00	20.2	18.5	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	20.2
2018/07/20 10:00	20.3	18.4	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	20.3
2018/07/20 10:00	20.4	18.3	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	20.4
2018/07/20 10:00	20.5	18.2	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	20.5
2018/07/20 10:00	20.6	18.1	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	20.6
2018/07/20 10:00	20.7	18.0	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	20.7
2018/07/20 10:00	20.8	18.9	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	20.8
2018/07/20 10:00	20.9	18.8	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	20.9
2018/07/20 10:00	21.0	18.7	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	21.0
2018/07/20 10:00	21.1	18.6	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	21.1
2018/07/20 10:00	21.2	18.5	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	21.2
2018/07/20 10:00	21.3	18.4	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	21.3
2018/07/20 10:00	21.4	18.3	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	21.4
2018/07/20 10:00	21.5	18.2	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	21.5
2018/07/20 10:00	21.6	18.1	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	21.6
2018/07/20 10:00	21.7	18.0	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	21.7
2018/07/20 10:00	21.8	17.9	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	21.8
2018/07/20 10:00	21.9	17.8	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	21.9
2018/07/20 10:00	22.0	17.7	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	22.0
2018/07/20 10:00	22.1	17.6	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	22.1
2018/07/20 10:00	22.2	17.5	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	22.2
2018/07/20 10:00	22.3	17.4	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	22.3
2018/07/20 10:00	22.4	17.3	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	22.4
2018/07/20 10:00	22.5	17.2	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	22.5
2018/07/20 10:00	22.6	17.1	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	22.6
2018/07/20 10:00	22.7	17.0	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	22.7
2018/07/20 10:00	22.8	16.9	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	22.8
2018/07/20 10:00	22.9	16.8	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	22.9
2018/07/20 10:00	23.0	16.7	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	23.0
2018/07/20 10:00	23.1	16.6	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	23.1
2018/07/20 10:00	23.2	16.5	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	23.2
2018/07/20 10:00	23.3	16.4	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	23.3
2018/07/20 10:00	23.4	16.3	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	23.4
2018/07/20 10:00	23.5	16.2	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	23.5
2018/07/20 10:00	23.6	16.1	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	23.6
2018/07/20 10:00	23.7	16.0	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	23.7
2018/07/20 10:00	23.8	15.9	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	23.8
2018/07/20 10:00	23.9	15.8	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	23.9
2018/07/20 10:00	24.0	15.7	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	24.0
2018/07/20 10:00	24.1	15.6	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	24.1
2018/07/20 10:00	24.2	15.5	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	24.2
2018/07/20 10:00	24.3	15.4	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	24.3
2018/07/20 10:00	24.4	15.3	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	24.4
2018/07/20 10:00	24.5	15.2	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	24.5
2018/07/20 10:00	24.6	15.1	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	24.6
2018/07/20 10:00	24.7	15.0	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	24.7
2018/07/20 10:00	24.8	14.9	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	24.8
2018/07/20 10:00	24.9	14.8	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	24.9
2018/07/20 10:00	25.0	14.7	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	25.0
2018/07/20 10:00	25.1	14.6	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	25.1
2018/07/20 10:00	25.2	14.5	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	25.2
2018/07/20 10:00	25.3	14.4	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	25.3
2018/07/20 10:00	25.4	14.3	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	25.4
2018/07/20 10:00	25.5	14.2	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	25.5
2018/07/20 10:00	25.6	14.1	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	25.6
2018/07/20 10:00	25.7	14.0	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	25.7
2018/07/20 10:00	25.8	13.9	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	25.8
2018/07/20 10:00	25.9	13.8	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	25.9
2018/07/20 10:00	26.0	13.7	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	26.0
2018/07/20 10:00	26.1	13.6	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	26.1
2018/07/20 10:00	26.2	13.5	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	26.2
2018/07/20 10:00	26.3	13.4	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	26.3
2018/07/20 10:00	26.4	13.3	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	26.4
2018/07/20 10:00	26.5	13.2	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	26.5
2018/07/20 10:00	26.6	13.1	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	26.6
2018/07/20 10:00	26.7	13.0	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	26.7
2018/07/20 10:00	26.8	12.9	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	26.8
2018/07/20 10:00	26.9	12.8	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	26.9
2018/07/20 10:00	27.0	12.7	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	27.0
2018/07/20 10:00	27.1	12.6	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	27.1
2018/07/20 10:00	27.2	12.5	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	27.2
2018/07/20 10:00	27.3	12.4	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	27.3
2018/07/20 10:00	27.4	12.3	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	27.4
2018/07/20 10:00	27.5	12.2	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	27.5
2018/07/20 10:00	27.6	12.1	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	27.6
2018/07/20 10:00	27.7	12.0	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	27.7
2018/07/20 10:00	27.8	11.9	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	27.8
2018/07/20 10:00	27.9	11.8	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	27.9
2018/07/20 10:00	28.0	11.7	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	28.0
2018/07/20 10:00	28.1	11.6	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	28.1
2018/07/20 10:00	28.2	11.5	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	28.2
2018/07/20 10:00	28.3	11.4	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	28.3
2018/07/20 10:00	28.4	11.3	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	28.4
2018/07/20 10:00	28.5	11.2	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	28.5
2018/07/20 10:00	28.6	11.1	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	28.6
2018/07/20 10:00	28.7	11.0	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	28.7
2018/07/20 10:00	28.8	10.9	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	28.8
2018/07/20 10:00	28.9	10.8	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	28.9
2018/07/20 10:00	29.0	10.7	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	29.0
2018/07/20 10:00	29.1	10.6	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	29.1
2018/07/20 10:00	29.2	10.5	50.0	0.0	25.0	50.0	0.0	29.2
2018/07/20 10:00	29.3							

学安第391号
平成30(2018)年7月9日

各県立学校長様

学校安全課長

熱中症事故の防止について

のことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知がありましたので、送付いたします。

熱中症事故防止については、平成30(2018)年5月21日付け学安第208号により依頼しているところですが、改めて、貴職下職員へ周知するとともに、暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）等を測定し、「熱中症予防のための運動指針」（（公財）日本体育協会）等を参考にして運動等の実施を判断するなど、引き続き、各学校における熱中症事故の防止に努めるよう指導願います。

(参考)

熱中症予防運動指針

http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/publish/pdf/guidebook_introduction.pdf



環境省熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>



学校安全課学校安全担当
担当：神宮司
TEL 028-623-2964
FAX 028-623-2956



事務連絡
平成30年7月4日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県・指定都市民生主管課
各都道府県私立学校主管課
各國公私立大学担当課 御中
各國公私立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、「熱中症事故の防止について（依頼）」（平成30年5月15日付け30初健食第4号）により周知しているところですが、政府においては、7月を「熱中症予防強化月間」と設定し、国民や関係機関への周知等の効果をあげて、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進することとしています。

熱中症は、気温・湿度などの環境条件に配慮した運動の実践や、こまめに水分や塩分を補給し休憩を取ること、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底することによって防止できます。関係の皆様においては、「熱中症予防強化月間」の趣旨を踏まえて、熱中症予防のための万全の対策を行うとともに、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等をお願いします。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、熱中症予防について学校種や対象別に使用できる教材カードを作成し、ホームページに掲載しています。さらに、環境省においては、熱中症予防情報サイトにおいて「熱中症環境保健マニュアル2018」や「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2018」等の熱中症対策普及啓発資料を提供している他、熱中症の予防に有効な暑さ指数（WBGT）のメール配信なども行っています。各学校等におきましては、本資料等を広く活用され、熱中症の予防に努められますようお願いします。

なお、各都道府県教育委員会安全主管課においては、域内の各市区町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く。）に対し、各指定都市教育委員会学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、お知らせいただくようお願いします。

【参考資料】

○独立行政法人日本スポーツ振興センター教材カード

「熱中症を予防しよう」（各学校種向け）（平成30年5月発行）

「熱中症に気を付けよう」（各学校種向け）（平成30年7月発行）

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tqid/519/Default.aspx

○環境省熱中症予防情報サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

【問合せ先】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校安全係

tel : 03-5253-4111 (2917)

fax : 03-6734-3794

学安第421号

平成30(2018)年7月19日

各県立学校長様

学校安全課長

熱中症事故の防止について

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知がありましたので、送付いたします。

熱中症事故防止については、これまでにも、平成30(2018)年5月21日付け学安第208号「熱中症事故の防止について（依頼）」、平成30(2018)年7月9日付け学安第391号「熱中症事故の防止について」により、熱中症事故の防止に努めるよう依頼しているところです。しかし、全国各地にて学校管理下における熱中症が原因と思われる事故が発生していることや、例年以上の暑さが続く予報が出されております。

つきましては、暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）等を測定し、「熱中症予防のための運動指針」（（公財）日本体育協会）等を参考に運動等の実施を判断するなど、改めて、貴職下職員へ熱中症事故の防止に努めるよう指導願います。

(参考)

熱中症予防運動指針

http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/publish/pdf/guidebook_introduction.pdf



環境省熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>



学校安全課学校安全担当
担当：神宮司
TEL 028-623-2964
FAX 028-623-2956

熱中症予防運動指針

WBGT C	運動 温度 C	乾球 温度 C	運動は 原則中止	WBGT31°C以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28°C以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息を取り水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28	24	31	警 戒 (積極的に休息)	WBGT25°C以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
25	21	28	注 意 (積極的に水分補給)	WBGT21°C以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21°C未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

- 1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい
- 2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

※スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック

(平成25年度版改訂 公益社団法人日本体育協会) から



事務連絡
平成30年7月18日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各國公私立大学担当課
各國公私立高等専門学校事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、これまでも「熱中症事故の防止について（依頼）」（平成30年5月15日付け30初健食第4号）や「熱中症事故の防止について」（平成30年7月4日付け事務連絡）で、関係者に対する熱中症事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしているところです。

この度、7月17日に愛知県において小学校1年生の児童が校外学習後に熱中症によって死亡するという痛ましい事故が発生しました。

事故の経緯については現在究明中ですが、今後7月下旬にかけて西日本と東日本で高温が続く恐れがあることから、改めて、以下の点について関係者に周知徹底を図り、熱中症事故防止に万全の対策を講ずるようお願いします。

- 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。
その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討すること。
- 活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底すること。
- 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温

の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施すること。

○学校の管理下における熱中症事故は、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることに留意すること。

また、夏季休業中は、部活動や校外活動等の学校における教育活動のほか、児童生徒等のみで活動する機会が増えることや、さらに平成30年7月豪雨の被災地では、気温が上昇している中での復旧作業や生活環境の変化等により熱中症にかかる可能性が高まるなどを踏まえ、安全管理のみならず、児童生徒等への指導も含めて適切な対応をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）、及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれましては、所轄の学校法人、学校に対して、各國公立大学担当課におかれましては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれましては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、このことについて周知されるようお願いします。

【問合せ先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校安全係
tel : 03-5253-4111 (2917)
fax : 03-6734-3794

【参考資料】

- 環境省熱中症予防情報サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

(印刷して利用できる普及啓発資料の他、熱中症対策の情報が充実しています。)

- 「熱中症環境保健マニュアル 2018」（平成 30 年 3 月改訂 環境省）

http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター教材カード

「熱中症を予防しよう」（各学校種向け）（平成 30 年 5 月発行）

「熱中症に気を付けよう」（各学校種向け）（平成 30 年 7 月発行）

https://www.jpnspor.t.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/default.aspx

- 「熱中症を予防しよう－知って防ごう熱中症－」（パンフレット）

（平成 26 年 3 月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）

https://www.jpnspor.t.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouhou/pdf/nettyuusyo/27nettyuusyo_all.pdf

- 学校における体育活動中の事故防止のための映像資料（DVD）（平成 26 年 3 月 文部科学省）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBZpfblZpdamkuUGAZsFHsX>

（※YouTube へリンク）

- 「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書

（平成 26 年 3 月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）

https://www.jpnspor.t.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabcid/1729/Default.aspx

- 学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成 30 年 2 月 文部科学省）

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf

- 学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

（平成 22 年 3 月改訂 文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

- 小学校教職員用研修資料（DVD）「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」

（平成 21 年 3 月 文部科学省）

- 中学校・高等学校教職員用研修資料（DVD）「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」

（平成 22 年 3 月 文部科学省）

学安第430号

平成30(2018)年7月25日

各県立学校長様

学校安全課長

落雷事故の防止について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から依頼がありましたので、送付いたします。

つきましては、貴職下職員へ周知するとともに、「学校危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成30年2月初版）等を参考にしながら、各学校における雷への対応に関する危機管理マニュアルについて確認するなど、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるよう願います。

（参考）

気象庁「レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）」

<https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html?areaCode=000&contentType=1>



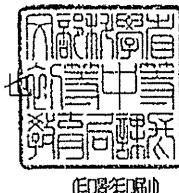
学校安全課学校安全担当
担当：神宮司
TEL 028-623-2964
FAX 028-623-2956



30初健食第15号
平成30年7月20日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各國公私立大学担当課長
各公私立短期大学担当課長
各國公私立高等専門学校事務局長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
附属学校及び専修学校を置く各國公立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
三 谷 卓



落雷事故の防止について（依頼）

落雷事故の防止については、これまで各学校において適切に御対応いただいているところです。落雷事故は年間を通じて発生する可能性があり、これまで校舎外での学校行事実施中等の学校の管理下において落雷事故が発生している状況（別添参照）にあることから、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成30年2月初版）及び学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」（文部科学省 平成25年3月改訂）等の資料を参照いただくほか、下記の点に留意し、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

記

- 1 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- 2 落雷に対する安全対策に関する科学的知見（日本大気電気学会編「雷から身を守るには－安全対策Q&A－改訂版」（平成13年5月1日発行））によれば、厚い

黒雲が頭上に広がった際には、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する必要があること。また、人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けていても、落雷を阻止する効果はないこと。

また、気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」の発表状況や、実際にどこで雷発生の可能性が高まる予測となっているのかを地図上で確認できる「雷ナウキャスト」(<https://www.jma.go.jp/radnowc/index.html?areaCode=000&contentType=1https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/toppuu/thunder2-1.html>)などの情報が掲載されていますので、これらの情報も御活用ください。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課にあっては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課にあっては、所轄の私立学校に対して、都道府県専修学校各種学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校各種主管課にあっては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、附属学校及び専修学校を置く各國公立大学法人担当課にあっては、管下の附属学校及び専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課にあっては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄のこども園に対しても周知いただくようお願いします。

【参考資料】

- 学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月初版 文部科学省）
- 「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月改訂 文部科学省）
- 小学校教職員用研修資料（DVD）「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」
(平成21年3月 文部科学省)
- 中学校・高等学校教職員用研修資料（DVD）「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」
(平成22年3月 文部科学省)
- 小学生用（低学年・高学年）防災教育教材（CD）「災害から命を守るために」
(平成20年3月 文部科学省)
- 中学生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために～防災教育教材（中学生用）～」
(平成21年3月 文部科学省)
- 高校生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために～防災教育教材（高校生用）～」
(平成22年3月 文部科学省)
- 「雷から身を守るには－安全対策Q&A－改訂版」（平成13年5月 日本大気電気学会）
- 防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」（平成25年4月 気象庁）

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校安全係
TEL 03-5253-4111(内線2917)

小・中・高等学校の学校管理下で近年発生した落雷による死亡・障害事故

[26年度給付]

○被災生徒：高等学校2年生男子

死亡障害種：電撃死

〈体育的部活動：野球〉

練習試合を実施していた。午後の開始早々に雨が降り、約20分後、雨も上がり雲も切れてきて青空も見えてきたので、公式審判員と両校の監督とで、試合を続投することになった。マウンドに本生徒が立ち、ボールを投げ、キャッチャーから返球されたその時、突然雷が本生徒の頭に落ち倒れた。救急車の手配、心臓マッサージ、AED等の救急処置を続け、その後ドクターへりで病院に搬送され、措置を受けたが同日死亡した。

※「学校事事故例検索データベース」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)より

[18年度給付]

○被災生徒：高等学校2年生男子

死亡障害種：下肢切断・機能障害

〈学校行事：運動会・体育祭〉

体育祭の午後からの応援合戦中、本生徒がスタンドで応援していた際、近くで落雷があった瞬間、足から下半身にしびれが走った。

※「学校事事故例検索データベース」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)より

[15年度給付]

○被災児童：小学校4年生男子

死亡障害種：電撃死

〈登下校中：下校中（徒歩）〉

雨が降り、遠雷の音が聞こえていたが、本児童が下校を始めた午後2時頃は雨も降っておらず雷の音も聞こえていなかった。その後、また雷の音が聞こえ始めた。本児童は1人で下校中、雷が鳴り出したので、とっさに雷を避けようと農道に入り、持っていた金属製の水筒に落雷し、倒れたものと思われる。後ろから下校していた他の児童が助けを求め、救急車で病院へ搬送されたが死亡した。

※「学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点（平成16年版）」に掲載

学安第793号
平成30(2018)年12月17日

各県立学校長 様

教育長

冬山登山の事故防止について（通知）

のことについて、別添のとおり、平成30年12月11日付け30ス庁第519号にてスポーツ庁から通知がありました。

冬山登山については、従来から禁止としているところですが、平成29年3月の那須雪崩事故を踏まえ、今般策定した「登山計画作成のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」においては、スポーツ庁が教育的観点から実施の可否を各都道府県の判断に委ねている雪上活動訓練について、本県においては禁止とすることとしていますので、遵守してください。

なお、冬季においても積雪期の状態にない山での登山（以下「冬季における登山」という。）は実施を認めることとしますが、実施可能な山及び山行ルートはガイドラインに基づき別途定めていますので注意願います。

また、冬季における登山を実施する場合でも、ガイドライン及び県教育委員会が承認した登山計画の内容を遵守するとともに、生徒の健康管理には十分留意するなど、事故防止に万全を期すようお願いします。

学校安全課
学校安全担当
TEL 028-623-2966
FAX 028-623-2956

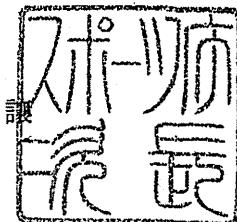
写

30ス庁第519号
平成30年12月11日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各國公私立大学長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
各國公私立高等専門学校長
構造改革特別区域法第12条1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
公益社団法人日本山岳・
スポーツクライミング協会会长
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

殿

スポーツ庁次長
今里



(印影印刷)

冬山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、近年、冬山登山者が年々増加している中、冬山における山岳遭難者数は増加傾向にあります。さらに、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があり、登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

スポーツ庁においても、過去の遭難事故事例及びその発生原因、スポーツ事故・外傷・障害の防止に関する知識等の理解を深めるため、登山部顧問などのスポーツ指導者等を対象としたスポーツ施設等安全管理講習会（登山部顧問等安全登山講習会）や、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所の主催による安全登山指導者研修会等、冬山登山の事故防止に係る施策の一層の充実に努めてまいりますが、貴職におかれましては、別紙1「冬山登山の警告」及び別紙2「冬山登山の事故防止について」（平成29年12月1日付け通知）を関係機関・団体及び関係者に周知するとともに、関係機関・団体及び関係者との密接な協力の下、全ての登山者及び登山関係者の冬山登山における事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

なお、高校生（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校第1学年から第3学年までに属する生徒（以下「高校生等」という。）の冬山登山については、昨年度、別紙2のとおり、原則として行なわないよう、適切な対応をお願いしております。貴職におかれましては、別紙2を踏まえ、引き続き適切な対応をお願いします。

都道府県知事におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下「高等学校等」という。）に対して、指定都市市長におかれては、所管の関係部局・機関・団体に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校等並びに域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の

学校設置会社及び当該会社が設置した高等学校等に対して周知願います。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれでは、各都道府県加盟団体等に周知するとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力願います。

(本件担当)

【一般の登山に関すること】

スポーツ庁健康スポーツ課

【運動部活動・学校行事に関すること】

スポーツ庁政策課学校体育室

電話 03-5253-4111 (代表)

冬山登山の警告文

冬山の三大リスクに備えましょう

「吹雪」「雪崩」「滑落」に注意

平成30年12月

山岳遭難対策中央協議会

近年ではバックカントリースキーやアイスクライミング、スノーシューハイク等、冬山の楽しみ方も増え山は賑わいを取り戻しています。

その一方で、毎年、冬山では悲しい遭難事故が起こっています。その原因の多くは「吹雪」、「雪崩」、「滑落」です。吹雪は視界を奪い方向感覚を狂わせるだけでなく、体力や気力も奪います。雪崩は簡単に人を飲み込み、押し流してしまいます。また、固く凍った雪の斜面は死の滑り台になることがあります。

冬山登山はレジャーの延長線上にはありません。そこは、トレーニングを積んだ登山者だけが立ち入れる厳しい場所です。

雪に覆われた厳しい冬山で安全に登山を楽しむために、次のことに留意してください。

○吹雪から身を守る装備を持ちましょう

寒冷に耐えることができるウェアを着用し、ツェルトや火器等のビバーク装備も携行しましょう。視界不良時には地形図、コンパス、GPSが頼りになります。スマートフォン用の登山地図アプリも現在地を知るために有効です。また、引き返すことを想定し旗竿やカラーテープ等で目印を付けながら歩くことも大事です。

○雪崩を警戒しましょう

雪の斜面では常に雪崩を警戒しましょう。豊富な知識と経験があっても雪崩を完全に予測することは困難です。装備を揃えて使い方をマスターするだけでなく、積雪を観察し、地形を読んで、慎重に行動しましょう。たとえ好天時でも油断しないで冬山に入ってください。

○ちょっとした転倒が大きな滑落事故につながります

急斜面では転倒した次の瞬間にはどんどん加速して、止めることができないスピードになってします。歩行に少しでも不安がある場所ではロープを利用しましょう。

○初心者だけの入山は控えましょう

吹雪や雪崩はあなたが初心者であっても手加減はしてくれません。初心者の方は必ず経験豊富なリーダーや山岳ガイドと一緒に登りましょう。

○十分なトレーニングを行いましょう

夏山で体力を強化しましたか？春山で残雪を歩く練習をしましたか？地形図や天気図を読むことができますか？十分なトレーニングによって山頂での達成感と冬山登山の安全性を倍増させましょう。

○冬山の難易度は天候で変化します

ガイドブック等で初心者コースと紹介されていますが、天候が悪化すれば上級者でも歯が立たなくなるのが冬山です。ルート状況や天気予報等の情報を集めて、自分たちのレベルと慎重に照らし合わせて進退を判断してください。

*高校生等の冬山登山は原則禁止です。詳細は、「高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について（平成29年11月28日/高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議）」をご覧ください。

【山岳遭難対策中央協議会構成省庁・団体】（太字は「幹事会」構成省庁・団体）

内閣官房 警察庁 環境省 気象庁 消防庁 林野庁 総務省 防衛省 スポーツ庁

（独）日本スポーツ振興センター （株）NTT （株）JR東日本 （公財）日本スポーツ協会

（公社）日本山岳・スポーツクライミング協会 群馬県 山梨県 静岡県 富山県 長野県

山岳遭難が多発しています!!

もう一度点検 計画と対応力

冬の自然は厳しく、急変します。冬山経験豊富な信頼できるリーダーと、事故に 対応できる力を持ったパーティーであることが必要です。

- 1 登山計画書はパーティー全員でよく検討し、作成しましたか。
- 2 エスケープルート（万一の時の逃げ道）は考えていますか。
- 3 最新の気象情報を確認していますか。（携帯電話、ラジオ等）
- 4 応急処置のための知識と医薬品・器具は整えましたか。
- 5 雪崩に対する知識・心構えと装備は整えましたか。（雪崩ビーコンなど）
- 6 緊急時の連絡手段は準備しましたか。（無線機、携帯電話などの予備 バッテリーも忘れずに！）
- 7 山岳保険の加入は済みましたか。
- 8 事故多発！登山予定の山で発生した過去の事故を確認しましたか。
- 9 条例等で入山が規制されている地域でないか確認しましたか。

登山計画書はあなたを守る命綱

【登山計画書の提出】

- 安全登山のための自己点検の機会となります。
- 山岳遭難の発生を警察が認知できた段階で、遭難した山域を早期 に特定することが可能となり、捜索救助活動が迅速かつ合理的に行 われます。
- 捜索救助活動にかかる膨大な社会的及び個人的負担を軽減する ことができます。
- 家族や関係者を安心させることができます。

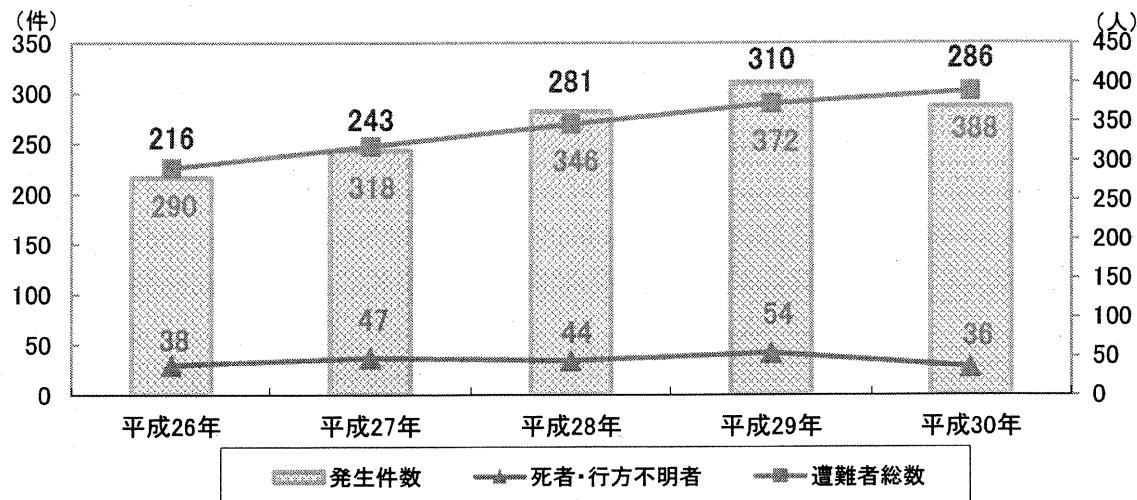
【提出先】

- 知事等（登山計画書の提出が条例で義務化されている場合）
- 家庭、クラブ（山岳会）、職場、学校など
- インターネットの登山計画サイト（山と自然のネットワーク「コンパス」など）
- 山域の登山指導センターや案内所、登山口の登山届ポストなど
- 山域を管轄する警察本部または警察署など
(インターネットを使って申請ができる警察本部等もあります。)

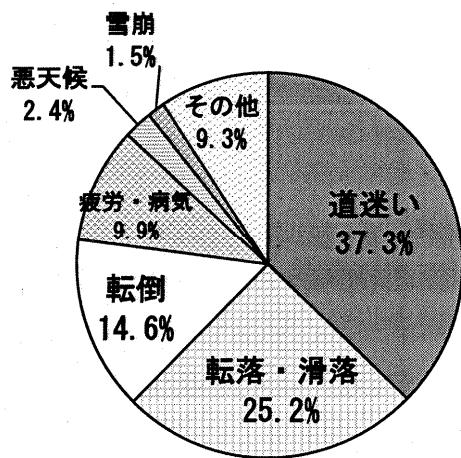
これまででも登山計画書を提出したことにより、早期に救助できたという事例が数多くあります。登 山計画書を提出するということは、あなたを守る命綱であると考えて必ず実行しましょう。
また、登山計画書の提出先には、下山の報告を忘れずにしてください。

冬山における山岳遭難発生概要

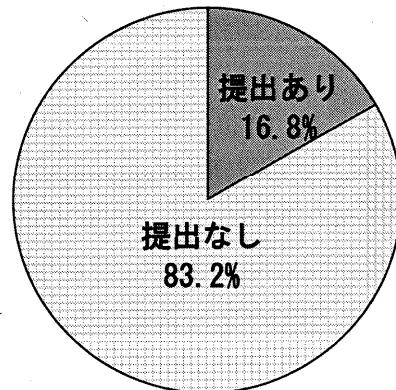
過去5年間における山岳遭難発生状況



【過去5年間の遭難態様の状況】



【過去5年間に遭難したパーティーの登山計画書提出状況】



道迷い、転落・滑落、転倒に注意しましょう！

◎ バックカントリースキーによる遭難が多発！

近年、警告表示等に従わずコースを外れたスキーヤーやスノーボーダーが、
スキー場管理地以外の雪山において遭難するケースが多発しています。この
ようないわゆるバックカントリースキーは、冬山登山と同様の知識・技能・装備
が必要です。安易な行動は厳に慎んでください。

最新の気象状況把握が冬山登山の命綱

～大雪、なだれ、急激な気象変化などに細心の注意を～

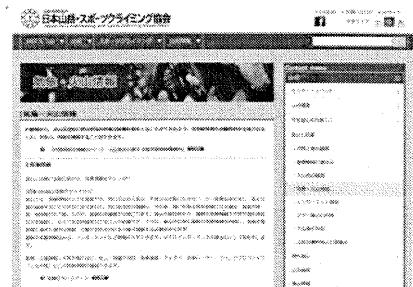
冬山の天気は、平地とは比較にならないくらい急激な変化をし、悪天が数日継続することも少なくありません。特に低気圧が通過し、その後、強い冬型の気圧配置になる場合、暴風や吹雪、短時間での大雪、なだれ、急激な気温低下により命を奪われるような遭難につながるおそれがあります。**登山の数日前から、最新の気象情報で天気や雪の状況などを確認し、ゆとりある計画を立てることが必要です。**さらに、**登山中も常に最新の気象情報を利用し、気象の急変等に備えた適切な判断が何より重要**と強く認識してください。

気象情報の入手先

常に最新の気象情報を利用することが大切です。ラジオやテレビの他、インターネットや携帯端末を利用した情報の入手も可能です。

(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会のホームページに、以下の入手先等をまとめていますので、御利用ください。

<https://www.jma-sangaku.or.jp/sangaku/?ca=39>



□気象庁ホームページ

警報・注意報、危険度分布、天気予報の他、地上・高層天気図、気象衛星、アメダス、気象レーダー、ウインドプロファイル（上空の風）等の様々な情報を確認することができます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



気象庁ホームページ

□国土交通省防災情報提供センターホームページ

国土交通省防災情報提供センターホームページでは、河川、道路、気象等の各種防災に関する情報をることができます。

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

また、その一部を携帯端末向けホームページで見ることができます。

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>



防災情報提供センター
携帯端末向けホームページ (Top)

※火山情報にも注意

火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登山する山が火山の場合は、火山にどのような危険があるのかを確認して、登山計画を立てましょう。

気象庁や地元自治体が発表している最新の情報を入手し、十分注意して登山してください。気象庁では、「噴火警報」や「火山の状況に関する解説情報」などを火山ごとに整理した「火山登山者向けの情報提供ページ」(下記URL)を公開していますので登山前には、必ずご確認願います。

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/map_0.html

また、噴火の発生事実を迅速に発表する「噴火速報」はラジオやテレビ、携帯端末のアプリ等で知ることができます。火山の噴火に気づいた時、噴火速報が発表された時は直ちに身の安全を図りましょう。

(噴火速報の説明 : https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/funkasokuho/funkasokuho_toha.html)



火山登山者向けの
情報提供ページ

主な山岳地の登山についての問い合わせ

山 岳		気 象 情 報	山 岳 情 報
主な山域の 冬山情報	各地域の情報は地方気象台にお問い合わせ下さい。 http://www.jma.go.jp/jma/index.html		☆印のあるホームページから登山計画書の提出ができます。 ◎印のあるホームページから登山計画書様式をダウンロードすることができます。
北海道全山域			警察庁生活安全局地域課 (03)3581-0141 http://www.npa.go.jp/
利 尻 山 大 雪 山 系 十 勝 連 峰	稚内地方気象台 (0162)23-2678 旭川地方気象台 (0166)32-6368		北海道警察本部地域企画課 (011)251-0110 ☆ http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/chiiki/sangaku/sangaku-top.html
八 甲 田 山 系	青森地方気象台 (017)741-7411		北海道警察 旭川方面本部地域課 (0166)35-0110 ☆ http://www.asahikawahonbu.police.pref.hokkaido.lg.jp/kakuka/chiiki/anzentozan/anzentozan.html
八 幡 平	盛岡地方気象台 (019)622-7868 秋田地方気象台 (018)823-8291		青森県警察本部地域課 (017)723-4211
鳥 海 山 系	山形地方気象台 (023)622-2262 秋田地方気象台 (018)823-8291		岩手県警察本部地域課 (019)653-0110 ☆ http://www2.pref.iwate.jp/~hp0802/oshirase/chiiki/sangaku/sangakusounan.pdf
蔵 王 山 系	仙台管区気象台 (022)297-8104 山形地方気象台 (023)622-2262		秋田県警察本部地域課 (018)863-1111
飯 豊 連 峰	山形地方気象台 (023)622-2262 新潟地方気象台 (025)281-5871 福島地方気象台 (024)534-2162		☆ http://www.police.pref.akita.jp
巻 機 山 連 峰	新潟地方気象台 (025)281-5871		宮城県警察本部地域課 (022)221-7171 ☆ http://www.police.pref.miagi.jp/
苗 場 山	前橋地方気象台 (027)231-2237 長野地方気象台 (026)232-2034		山形県警察本部地域課 (023)626-0110
谷 川 岳	新潟地方気象台 (025)281-5871		山形県小国警察署 (0238)62-0110
草 津 白 根 山	前橋地方気象台 (027)231-2237 長野地方気象台 (026)232-2034		新潟県警察本部地域課 (025)285-0110 ☆ http://www.police.pref.niigata.jp/
丹 泽 山 系	横浜地方気象台 (045)621-1991		福島県警察本部総合運用指令課 (024)522-2151 ☆ http://www.police.pref.fukushima.jp/
奥 秩 父 山 系	熊谷地方気象台 (048)521-0058 長野地方気象台 (026)232-2034 甲府地方気象台 (055)222-2347		新潟県警察本部地域課 (025)285-0110 ☆ http://www.police.pref.niigata.jp/
南 ア ル プ ス 富 士 山	甲府地方気象台 (055)222-2347 静岡地方気象台 (054)286-3411 長野地方気象台 (026)232-2034		群馬県警察本部地域課 (027)243-0110 ☆ http://www.police.pref.gunma.jp/
北 ア ル プ ス 中央アルプス 南 ア ル プ ス 八 ケ 岳	長野地方気象台 (026)232-2034 岐阜地方気象台 (058)271-4107		神奈川県警察本部地域総務課 (045)211-1212 ☆ http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesg004.htm
北 ア ル プ ス	富山地方気象台 (076)432-2311 岐阜地方気象台 (058)271-4107		埼玉県警察本部地域総務課 (048)832-0110 ☆ http://www.police.pref.saitama.lg.jp/d0010/kurashi/sangaku.html
大 峰 山 系 台 高 山 系	奈良地方気象台 (0742)22-2555		長野県警察本部山岳安全対策課 (026)235-3611(直通) ☆ http://www.pref.nagano.lg.jp/police/
大 山	鳥取地方気象台 (0857)29-1312		山梨県警察本部地域課 (055)221-0110 ☆ http://www.pref.yamanashi.jp/police/
石 鏑 山 系	松山地方気象台 (089)941-0012 高知地方気象台 (088)822-8881		長野県警察本部山岳安全対策課 (026)235-3611(直通) ☆ http://www.pref.nagano.lg.jp/police/
脊 振 山 系 多 良 山 系	佐賀地方気象台 (0952)32-7025		山梨県警察本部地域課 (055)221-0110 ☆ http://www.pref.yamanashi.jp/police/
屋 久 島	鹿児島地方気象台 (099)250-9913		富山県警察本部山岳安全課 (076)441-2211 ☆ http://www.police.pref.toyama.jp/
			岐阜県警察本部地域課 (058)271-2424 ☆ http://www.pref.gifu.lg.jp/police/
			奈良県警察本部地域課 (0742)23-0110 ☆ http://www.police.pref.nara.jp/
			鳥取県警察本部地域課 (0857)23-0110 ☆ http://www.pref.tottori.lg.jp/policedaisen/
			愛媛県警察本部地域課 (089)934-0110 ☆ http://www.police.pref.ehime.jp/
			高知県警察本部地域課 (088)826-0110 ☆ http://www.police.pref.kochi.lg.jp/
			佐賀県警察本部地域課 (0952)24-1111 ☆ http://www.police.pref.saga.jp/seian/anzen/matidukuri/_3538.html
			鹿児島県屋久島警察署 (0997)46-2110 ☆ http://www.pref.kagoshima.jp/ja10/police/shinsei/sonota/sangakujiyouhou.html



冬山装備チェックリスト

登山目的にあつた装備を持参しよう。（○は必ず持参のもの。△は状況によって持参のもの。）

品名	品名	品名
○ズボン	○非常食	○ツエルト
○シャツ	○救急用品（各種薬等）	○スノーソー
○防寒衣（セーター・羽毛服）	○テーピングテープ	○コンロ
○アンダーウェア上下	○レスキューシート	○燃料・予備燃料
○防風防水透湿パーカ	○テルモス・水筒	○コッフェル・炊事用具
○防風防水透湿オーバーパンツ	○食器類	○ラジオ
○帽子・防寒帽（目出帽）	○ナイフ	○天気図用紙
○靴下（ソックス）・予備靴下	○ホイッスル	○トランシーバー（予備電池）
○手袋（グローブ）・予備手袋	○ヘッドランプ	○標識布・竹
○オーバーミトン	○予備電池・電球	○修理用具一式
○登山靴	○ローソク	○ザイル（ロープ）
○ロングスパッツ	○ライター・マッチ	○カラビナ
○わかんじき	○時計	○スリング各種
○アイゼン	○高度計	△伸縮式ストック
○ピッケル	○コンパス	△ハーネス
○スノーシャベル	○1/25000地形図	△サブザック
○雪崩ビーコン	○ルート図	△テント一式
○携帯ゾンデ棒（プローブ）	○登山計画書	△大型スノーシャベル
○ルックザック	○筆記具	△ランタン
○ゴーグル	○身分証明書	△カメラ
○シュラフ（スリーピングバッグ）	○緊急連絡票	△サングラス
○シュラフカバー	○携帯電話（予備電池）	△油性太字ペン
○マット	○健康保険証	△各種登攀用具
	○ロールペーパー	△G P S
	○タオル・手拭	△携帯トイレ
	○ポリ袋	△ヘルメット
	○装備整理袋	

※この装備リストは冬山の標準的な装備です。対象とする山の難易度、登山方法により必要な装備は変わりますので、事前にパーティーで装備の要否や追加装備の有無をよく検討してください。

忘れない 安全準備と山への感謝

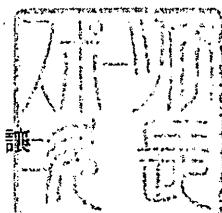


29ス庁第459号
平成29年12月1日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 1 項 の
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
公 益 社 团 法 人 日 本 山 岳 ・
ス ポ ー ツ ク ラ イ ミ ネ グ 协 会 会 長
公 益 财 团 法 人 全 国 高 等 学 校 体 育 連 盟 会 長

殿

ス ポ ー ツ 庁 次 長
今 里



(印影印刷)

冬山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、本年3月に栃木県那須町において発生した雪崩に伴い高等学校の生徒7名及び引率教員1名が亡くなるという事故を受けて、スポーツ庁では、本年9月に「高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議」を設置し、高校生（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校第1学年から第3学年までに属する生徒（以下、「高校生等」という。）の冬山登山の事故防止のための方策について、専門的な観点から検討を依頼し、本年11月28日、別紙1のとおり、報告書をとりまとめました。

本報告書では、冬山登山は遭難事故の発生の可能性がある非常に厳しい環境下で行われる活動であることから、高校生等は、引き続き、原則として冬山登山は禁止とし、例外的に実施する場合には、豊富な知識と経験を有する指導者が必要であることはもとより、計画の事前審査を行うなど万全の安全対策が不可決であると改めて確認されるとともに、今後の事故防止のための方策について具体的に提案されました。

スポーツ庁としては、本報告書を踏まえ、今後さらに施策の充実に取り組むこととしており、貴職におかれましても、別紙1を参考にしながら、高校生等については、下記のとおり原則として冬山登山は行わないよう、引き続き御指導願います。

また、近年、一般の冬山登山者は年々増加し、冬山における山岳遭難発生件数は増加傾向にあります。さらに、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があり、登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

については、別紙2「冬山登山の警告」を関係機関・団体及び関係者に周知するとともに、密接な協力の下、この趣旨を登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

のことについて、都道府県知事におかれでは、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれでは、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中

等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。)並びに域内の市区町村教育委員会に対して、株式会社立高等学校を認定した地方公共団体の長におかれでは、認可した高等学校に対して周知願います。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれでは、各都道府県加盟団体等に周知するとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力願います。

記

1. 高校生等の冬山登山の原則禁止

高校生等については、総合的な登山経験が不足しているだけでなく、厳しい環境での登山における技術、体力、リスクマネジメント能力等が不十分であるため、冬山における安全を確保することは極めて難しいので、原則として冬山登山は行わないこと。

冬山登山とは、主に積雪期における登山とするが、時期に関わらず、気温の変化や降雪・積雪等の気象条件による凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症などにより、遭難事故等が発生する可能性のある環境下で行う活動のことをいう。

なお、これには、各都道府県高等学校体育連盟(以下、「都道府県高体連」という。)が主催する登山や登山に関する講習会等を含み、スキー場のコース内におけるスノースポーツ(*)を除く。

(*)スノースポーツとは、スキー、スノーボード、チアスキーその他の雪上のスポーツや遊びのこと

2. 高校生等が例外的に冬山登山を実施する場合の条件及び留意点等

高校生等の登山の教育的意義の観点から、例外的に冬山登山を実施する場合には、次に掲げる実施するために必要な条件等を整えること。また、実施に当たっては、別紙1の「高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について(平成29年11月28日、高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議)」を踏まえること。

【実施するために必要な条件等】

①適切かつ安全な場所での基礎的な内容にとどめること

活動場所については、冬山登山の獲得目標を踏まえ、そのために適切な場所であるかを十分に複数で検討すること。その上で時期、気象状況、地形、斜度、積雪量、参加生徒と指導者の技量やバックアップ体制の充実程度などから選定すること。また、活動内容は安全登山のための基礎的な内容であり、登頂を目的とはせずに、歩行技術(歩き方、ラッセル等)や生活技術(幕営、炊事等)等の習得を目的とする活動とすること

②指導者の条件を整えること

冬山登山の実施に当たっては、必ず複数の指導者の引率体制とし、少なくとも1人(リーダー)は、冬山のような厳しい環境下での登山について豊富な知識と経験を有する者であり、山岳に係る資格を有していることが望ましい。なお、資格に準じるものとしては、国立登山研修所又は各都道府県が主催する研修会の履修とともに、一定の難易度以上の積雪期登山のリーダー経験を有し、継続的に活動していることが望ましい。

また、リーダー以外の引率者においても、登山に係る研修会・講習会に積極的かつ継続的に参加するなど、自ら資質向上に努めること。

③登山計画審査会（仮称）の事前審査を受けること

冬山登山を実施する高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）又は都道府県高体連等は、事前に登山計画（活動目的、活動場所（山域、ルート）、活動内容、参加生徒等の活動経験、引率者・指導者の体制と資質、装備内容、荒天時の対策、緊急時の対策等）を作成し、各都道府県において設置する登山計画を審査する組織（登山計画審査会（仮称））の審査を受けるものとする。なお、審査対象としては、都道府県高体連が主催する講習会等も含めること。

各都道府県教育委員会、各都道府県私立学校主管部局及び都道府県高体連は、各機関が連携して地元の登山の専門家など外部有識者を含めた登山計画審査会（仮称）を設け、高等学校等又は都道府県高体連等が実施する冬山登山の登山計画を総合的に審査し、必要に応じて改善を指示すること。なお、これを通じて、登山指導者の育成を図ること。

また、各国公立大学法人附属、市町村立及び株式会社立の高等学校等においては、高校生等が参加する登山計画について、所在する都道府県の教育委員会、私立学校主管部局及び県高体連等と連携するなどして、地元の山岳関係団体や登山専門家の助言を求めるここと。

④校長及び保護者の了解を得ること

冬山登山の登山計画を作成する者（部活動顧問教員又は都道府県高体連の関係者等）は、適切な獲得目標を設定し、必ず事前に可能性のある行動範囲と行動内容、荒天時の変更案などを盛り込んだ登山計画等を示し、参加する高校生等の校長及び保護者の了解を得ること。

⑤生徒への事前指導等を実施すること

各高等学校等において、登山部の指導者は登山計画の内容、留意すべき点、持ち物等について確認するとともに、考えられるリスク（危険）や対策等についても事前に指導しておくこと。併せて日頃の部活動の中で、冬山登山に必要な基礎的な知識、技術等に加えて、冬山登山の多様なリスクや安全確保についても指導しておくこと。

なお、高等学校等や都道府県高体連以外の団体が主催する高校生等以下が参加する冬山登山についても上記に準じて実施すること。

3. 高校登山部指導者の質の向上等について

高校生等の冬山登山を安全に実施するためには、冬山登山の活動中において部活動顧問教員等の指導者が気象条件等を踏まえて適切に判断することが必要であり、そのためには指導者各々の質の向上に取り組まなければならないことから、登山部を設置する高等学校等の校長、学校の設置者又は各自治体の関係者においては、部活動顧問教員等の指導者の研修機会を確保するとともに、研修会への参加に配慮を行うこと。

（本件担当）

【一般の登山に関するこ】

スポーツ庁健康スポーツ課（内線 3939）

【運動部活動・学校行事に関するこ】

スポーツ庁政策課学校体育室（内線 3777）

電話 03-5253-4111（代表）

登山アドバイザー派遣事業実施要綱

スポーツ振興課

(目的)

第1条 この要綱は、「登山アドバイザー派遣事業」の実施に必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 県立高等学校登山部等が実施する、登山アドバイザー（以下、アドバイザー）を必要とする登山において、アドバイザー派遣に係る謝金をスポーツ振興課が負担する。

(アドバイザーの役割)

第3条 同行により、部活動顧問への技術や経験の伝達及び実践的な指導を行い、顧問養成の指導者としての役割を担うとともに、部員の安全確保や技術の向上に資する。

(アドバイザーの基準)

第4条 アドバイザーとなり得る者は、高等学校の登山部活動についての知識と理解に富み、登山保険等に加入していることに加え、以下各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所が主催となるセミナー及び研修会等において講師を務める者、又は過去その経験がある者
- (2) 山岳競技における(公財)日本スポーツ協会公認上級指導員の資格保持者
- (3) (公社)日本山岳ガイド協会認定山岳ガイドステージI以上(ステージII)の資格保持者
- (4) (公社)日本山岳ガイド協会認定国際山岳ガイドの資格保持者
- (5) (公社)日本山岳ガイド協会認定登山ガイドステージI以上(ステージII、ステージIII)の資格保持者
- (6) 実際に本事業を活用する山において複数年の登山経験を有し、その山の特徴、危険箇所、山行において留意事項等の専門的な知識を十分に有している者

(アドバイザーの配置人数)

第5条 原則として1校1行事等につき1名とする。

(アドバイザーの派遣期間)

第6条 登山活動が実施される日数分アドバイザーを派遣するものとする。ただし、公共交通機関等を利用する登山活動を実施しない移動日は、派遣の日数としない。

(活動謝金の支払い)

第7条 スポーツ振興課は、事業活用の報告を受けた後、アドバイザーに謝金を振り込むための事務手続きを行う。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、別紙「登山アドバイザー派遣事業実施要領」に定める。

附則

この要綱は、平成30(2018)年5月31日から施行する。

学安第774号
平成30(2018)年12月17日

各県立学校長 様

教育長

冬季における登山の実施を認める山及び山行ルートについて（通知）

「登山計画作成のためのガイドライン（平成30(2018)年12月17日策定）」において別途指定することとしている、冬季において登山の実施を認める山及び山行ルートについては、別表のとおりとしますので、登山計画の作成に当たって参考とするよう願います。

なお、別表に掲げる山行ルート以外でも、登山計画審査会と協議の上、実施を認める場合もありますので、該当ある場合は予め学校安全課に申し出てください。

学校安全課
学校安全担当
TEL 028-623-2964
FAX 028-623-2956

冬季における登山の実施を認める山行ルートについて

【県内】

エリア	山名	山行ルート（主要地点）
県央地域 〔宇都宮〕	1 古賀志山	宇都宮森林公園…北登山口入口…富士見峠…古賀志山…御岳…南登山口入口…展望台…宇都宮森林公園
	2 篠井富屋連峰	下篠井登山口…榛名山…男山…本山…飯盛山…高錦山…黒部山…兜山…中徳次郎登山口
県南地域 〔足利、栃木、佐野〕	3 仙人ヶ岳	松田湖畔キャンプ場…赤雪山…仙人が岳…赤雪山…松田湖畔キャンプ場
	4 両崖山	足利高等学校…両崖山…雷電山分岐…雷電山…足利高等学校
佐野	5 両崖山・天狗山・大岩山	常念寺…天狗山…両崖山…大岩山…両崖山…織姫神社
	6 唐沢山	堀米駅…山道入口…見晴小屋…唐沢山神社…京路戸峠…多田駅
	7 妙義山・大小山	阿夫利神社…大岩…妙義山…大小山…見晴台…阿夫利神社
	8 三毳山	東口…青竜ヶ岳…山頂広場…中岳…南口
	9 太平山・晃石山	あじさい坂下…謙信平…太平山神社…太平山…ぐみの木峠…晃石山…清水寺…大中寺…あじさい坂下
県西地域 〔鹿沼〕	10 高鳥屋山	出会いの森総合キャンプ場…男体神社…大沢山…高鳥屋山（八瀧神社）…御陵岩…高鳥屋山…出会いの森総合キャンプ場
県東地域 〔益子、大田原〕	11 雨巻山	大川戸…足尾山…御嶽山…猪転げ坂…雨巻山…三登谷山…大川戸
	12 御亭山	田町公園駐車場…岡沢ボッヂ…御亭山頂上…岡沢ボッヂ…田町公園駐車場

【県外】

エリア	山名	山行ルート（主要地点）
茨城県	1 難台山	岩間…愛宕山…団子石峠…難台山…道祖神峠…吾国山…福原
	2 筑波山	薬王院登山口…道標…男体山御本殿…女体山御本殿…つづじヶ丘駅…ケーブルカ一登山口

学安第775号
平成30(2018)年12月17日

各県立学校長 様

教育長

登山アドバイザーの帯同を推奨する山及び主な山行ルートについて（通知）

「登山計画作成のためのガイドライン（平成30(2018)年12月17日策定）」において登山アドバイザーの帯同を推奨する山及び主な山行ルートについては、別表のとおりとしますので、登山計画の作成に当たって参考とするよう願います。

なお、登山アドバイザーの帯同の必要性は、山行ルートのほか、引率者の技量や参加する生徒数等により異なってくることから、登山計画審査会でその都度審査することとしますので、承知おき願います。

また、帯同を推奨する山及び山行ルート以外についても、状況により帯同が必要と考えられるときは登山アドバイザーの帯同を計画するよう努めてください。

〔
　学校安全課
　学校安全担当
　TEL 028-623-2964
　FAX 028-623-2956
〕

登山アドバイザーの帶同を推奨する山と主な山行ルートについて

【県内】

エリア	山名	主な山行ルート（主要地点）
県西地域 〔日光〕	1 根名草山	金精峠…湯泉ヶ岳…根名草山…加仁湯…女夫淵温泉

【県外】

エリア	山名	主な山行ルート（主要地点）
尾瀬	1 至仏山	鳩待峠…山ノ鼻…至仏山…小至仏山…鳩待峠
	2 鮎ヶ岳	鳩待峠…山ノ鼻…見晴…柴安嵐…俎嵐…尾瀬御池
上州	3 武尊山	武尊牧場キャンプ場…武尊避難小屋…武尊山…武尊避難小屋…武尊田代…武尊牧場キャンプ場
北アルプス	4 白馬岳	猿倉…白馬尻…頂上宿舎…杓子岳…鑓ヶ岳…白馬岳…三国境…白馬大池…梅池ヒュッテ
	5 奥大日岳	室堂…新室堂乗越…奥大日岳…大日小屋…大日岳…大日小屋…奥大日岳…新室堂乗越…室堂
	6 立山	室堂…淨土山…一ノ越…雄山…大汝山…別山…別山乗越…室堂
	7 薬師岳	室堂…一ノ越…雄山…一ノ越…淨土山南峰…五色ヶ原…鳶山…越中沢岳…スゴ乗越小屋…薬師岳…太郎平…折立
	8 銃岳	室堂…別山乗越…銃沢キャンプ場…銃山荘…銃岳…銃山荘…銃沢キャンプ場…別山乗越…室堂
	9 大天井岳・燕岳	中房温泉…合戦小屋…燕山荘…燕岳…燕山荘…大天井岳…燕山荘…合戦小屋…中房温泉
	10 奥穂高岳	上高地バスターミナル…徳沢…横尾山荘…涸沢ヒュッテ…穂高岳山荘…奥穂高岳…穂高岳山荘…涸沢ヒュッテ…横尾山荘…徳沢…上高地バスターミナル
	11 常念岳・燕岳	中房温泉…合戦小屋…燕山荘…燕岳…燕山荘…大天井岳…常念小屋…常念岳…蝶ガ岳…長塚山…徳沢…上高地
	12 前穂高岳	上高地バスターミナル…焼岳小屋…焼岳北峰…焼岳小屋…小梨平…岳沢小屋…前穂高岳…岳沢小屋…小梨平…上高地バスターミナル
	13 槍ヶ岳・北穂高岳	上高地バスターミナル…徳沢…横尾山荘…天狗原分岐…槍ヶ岳山荘…槍ヶ岳…槍ヶ岳山荘…横尾山荘…涸沢小屋…北穂高岳…涸沢小屋…横尾山荘…徳沢…上高地バスターミナル
	14 槍ヶ岳	新穂高温泉…穂高平小屋…奥穂高登山口…槍平小屋…千丈沢乗越分岐…槍ヶ岳山荘…槍ヶ岳…槍ヶ岳山荘…大喰岳…中岳…大喰岳…槍ヶ岳山荘…グリーンバンド…天狗平分岐…水俣乗越分岐…槍沢ロッジ…一ノ俣…横尾…徳沢…明神…上高地
南アルプス	15 甲斐駒ヶ岳・仙丈ヶ岳	北沢峠…双児山…駒津峰…甲斐駒ヶ岳…駒津峰…仙水峠…長衛小屋…北沢峠…大滝ノ頭…小仙丈ヶ岳…仙丈ヶ岳…仙丈小屋…馬ノ背ヒュッテ…大平山荘…北沢峠
	16 北岳	広河原…大権沢二俣…小太郎尾根分岐…肩ノ小屋…北岳…小太郎尾根分岐…大権沢二俣…広河原
	17 北岳・地蔵岳	広河原…白鳳峠…地蔵岳…白鳳峠…広河原…大権沢二股…八本歯のコル…北岳…八本歯のコル…大権沢二股…広河原

エリア	山名	主な山行ルート（主要地点）
南アルプス	18 北岳・間ノ岳・農鳥岳	広河原…大権沢二俣…八本歯のコル…北岳…北岳山荘…間ノ岳…農鳥岳…大門沢下降点…大門沢小屋…奈良田温泉
	19 聖岳	易老渡…聖光小屋…薊畑分岐…小聖岳…聖岳…小聖岳…薊畑分岐…聖平小屋…横窪沢分岐点…茶臼岳…希望峰…易老岳…光岳…易老岳…易老渡
八ヶ岳	20 赤岳	稻子湯…みどり池…本沢温泉…夏沢峠…硫黄岳…横岳…赤岳…横岳…硫黄岳…夏沢峠…本沢温泉…みどり池…稻子湯
	21 ハ	観音平…編笠山…青年小屋…権現岳…キレット小屋…赤岳…横岳…硫黄岳…横岳…赤岳…キレット小屋…権現岳…青年小屋…編笠山…観音平
上信越	22 谷川岳	土樽…茂倉避難小屋…茂倉岳…一ノ倉岳…谷川岳…熊穴沢避難小屋…天神平…土合口
	23 ハ	土合口…西黒尾根…谷川岳…一ノ倉岳…茂倉岳…蓬峠…七ツ小屋山…白崩避難小屋…朝日岳…白毛門…土合駅
	24 火打山・妙高山	笛ヶ峰キャンプ場…黒沢渡渉点…富士見平…火打山…影火打…火打山…高谷池ヒュッテキャンプ場…黒沢池ヒュッテ…大倉乗越…妙高山…大倉乗越…黒沢池ヒュッテ…富士見平…黒沢渡渉…笛ヶ峰キャンプ場
東北	25 会津駒ヶ岳	滝沢橋…登山口…水場…駒の小屋…駒ヶ岳…駒の小屋…水場…登山口…滝沢橋
	26 吾妻連峰	浄土平…吾妻小富士…浄土平…姥ガ原…東吾妻山…姥ガ原…谷地平…東大嶺…弥兵衛平小屋…中大嶺…西吾妻山…若女平…白布温泉
奥秩父	27 金峰山	みずがき山荘…富士見平小屋…大日小屋…金峰山…大日小屋…富士見平小屋…みずがき山荘
南関東	28 富士山	富士宮口（五合目）…八合目…山頂…御殿場口新五合目
	29 ハ	富士宮口（五合目）…七合目…九合目…山頂…須走口新五合目

学安第776号
平成30(2018)年12月17日

各県立学校長 様

教育長

登山計画審査会による審査を省略することができる山行ルートについて（通知）

「登山計画作成のためのガイドライン（平成30(2018)年12月17日策定）」において、低山であることやこれまで安全に登山を実施してきているルートである等の理由により、登山計画審査会による審査を省略し、学校安全課において審査を行うことができる山行ルートについては、別表のとおりとします。

なお、別表に記載の山行ルートにおいて登山を実施するに当たり、登山計画審査会による審査を省略すること以外は、県教育委員会による承認が必要であることはもとより、承認申請の期限等の取扱いについて、特段の差異はありませんので、登山計画の作成に当たっては注意願います。

〔
　学校安全課
　学校安全担当
　TEL 028-623-2964
　FAX 028-623-2956
〕

登山計画審査会による審査を省略することができる山行ルートについて

【県内】

エリア	山名	山行ルート（主要地点）
県央地域 〔宇都宮〕	1 古賀志山	宇都宮森林公園…北登山口入口…富士見峠…古賀志山…御岳…南登山口入口…展望台…宇都宮森林公園
	2 篠井富屋連峰	下篠井登山口…榛名山…男山…本山…飯盛山…高錦山…黒部山…兜山…中徳次郎登山口
県南地域 〔足利、栃木、佐野〕	3 仙人ヶ岳	松田湖畔キャンプ場…赤雪山…仙人が岳…赤雪山…松田湖畔キャンプ場
	4 両崖山	足利高等学校…両崖山…雷電山分岐…雷電山…足利高等学校
佐野	5 両崖山・天狗山・大岩山	常念寺…天狗山…両崖山…大岩山…両崖山…織姫神社
	6 唐沢山	堀米駅…山道入口…見晴小屋…唐沢山神社…京路戸峠…多田駅
	7 妙義山・大小山	阿夫利神社…大岩…妙義山…大小山…見晴台…阿夫利神社
	8 三毳山	東口…青竜ヶ岳…山頂広場…中岳…南口
	9 太平山・晃石山	あじさい坂下…謙信平…太平山神社…太平山…ぐみの木峠…晃石山…清水寺…大中寺…あじさい坂下
県西地域 〔鹿沼〕	10 高鳥屋山	出会いの森総合キャンプ場…男体神社…大沢山…高鳥屋山（八瀧神社）…御陵岩…高鳥屋山…出会いの森総合キャンプ場
県東地域 〔益子、大田原〕	11 雨巻山	大川戸…足尾山…御嶽山…猪転げ坂…雨巻山…三登谷山…大川戸
	12 御亭山	田町公園駐車場…岡沢ボッヂ…御亭山頂上…岡沢ボッヂ…田町公園駐車場

【県外】

エリア	山名	山行ルート（主要地点）
尾瀬	1 尾瀬ヶ原	鳩待峠…山ノ鼻…竜宮小屋…見晴キャンプ場…沼尻…三平下…大清水
	2 "	鳩待峠…山ノ鼻…牛首分岐…竜宮十字路…見晴…温泉小屋…見晴…白砂峠…沼尻…長蔵小屋…沼山峠
茨城県	3 難台山	岩間…愛宕山…団子石峠…難台山…道祖神峠…吾国山…福原
	4 筑波山	薬王院登山口…道標…男体山御本殿…女体山御本殿…つづじヶ丘駅…ケーブルカー…登山口

3 ガイドライン策定の経緯

山岳関係団体や全国及び栃木県高等学校体育連盟登山専門部等で構成する登山計画審査会において検討等を行った。

検討年月日	検討内容等
第1回検討（平成30(2018)年5月30日）	ガイドライン策定方針及び骨子の検討
第2回検討（平成30(2018)年7月24日）	各論点の検討（雪上活動訓練の是非等）
第3回検討（平成30(2018)年9月7日）	雪上活動訓練の是非及びガイドライン素案の検討
第4回検討（平成30(2018)年11月14日）	ガイドライン案の検討（検討終了）

4 登山計画審査会委員

任期：平成30(2018)年4月23日～2020年4月22日

	氏名	所属	所属役職	備考
1	石澤 好文	栃木県山岳・スポーツクライミング連盟	会長	委員長
2	上杉 純夫	栃木県山岳・スポーツクライミング連盟	顧問	
3	糸川 章	栃木県山岳・スポーツクライミング連盟	副会長	職務代理者
4	國谷 光夫	日光市山岳遭難防止対策協議会	会長	
5	高根沢修二	那須山岳遭難防止対策協議会	那須山岳救助隊隊長	
6	谷口 浩平	全国高等学校体育連盟登山専門部	委員長	
7	稻葉 昌弘	栃木県高等学校体育連盟登山専門部	委員長	
8	松井 正昭	栃木県高等学校体育連盟登山専門部	副委員長	
9	吉田 英生	栃木県警察本部地域課	課長	
10	田代 哲郎	栃木県スポーツ振興課	課長	

(敬称略)

5 参考文献

- 文部省（現文部科学省）（1985）『高みへのステップ－登山と技術－』東洋館出版社
- 文部科学省（1991-2017）『楽しい登山』ぎょうせい
- 野村仁（2007-2014）『登山入門』（ヤマケイ・テクニカルブック登山技術全書①）山と渓谷社
- 山田哲哉（2005-2015）『縦走登山』（ヤマケイ・テクニカルブック登山技術全書②）山と渓谷社
- 遠藤晴行（2006-2012）『雪山登山』（ヤマケイ・テクニカルブック登山技術全書③）山と渓谷社
- 平塚晶人（2005-2016）『山岳地形と読図』（ヤマケイ・テクニカルブック登山技術全書⑧）山と渓谷社
- 猪熊隆之（2011-2017）『山岳気象大全』（山岳大全シリーズ②）山と渓谷社
- ワンドーフォーゲル編集部（2013）『山用具の基本』（山登りABC）山と渓谷社
- 木元康晴（2014）『山のエマージェンシー』（山登りABC）山と渓谷社
- 溝手康史（2018）『登山者のための法律入門』山と渓谷社
- 北島英明（2017）『山岳遭難は自分ごと』山と渓谷社

編集・発行
栃木県教育委員会事務局学校安全課
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
TEL 028-623-2964 / FAX 028-623-2956
E-mail:gakuan@pref.tochigi.lg.jp